

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

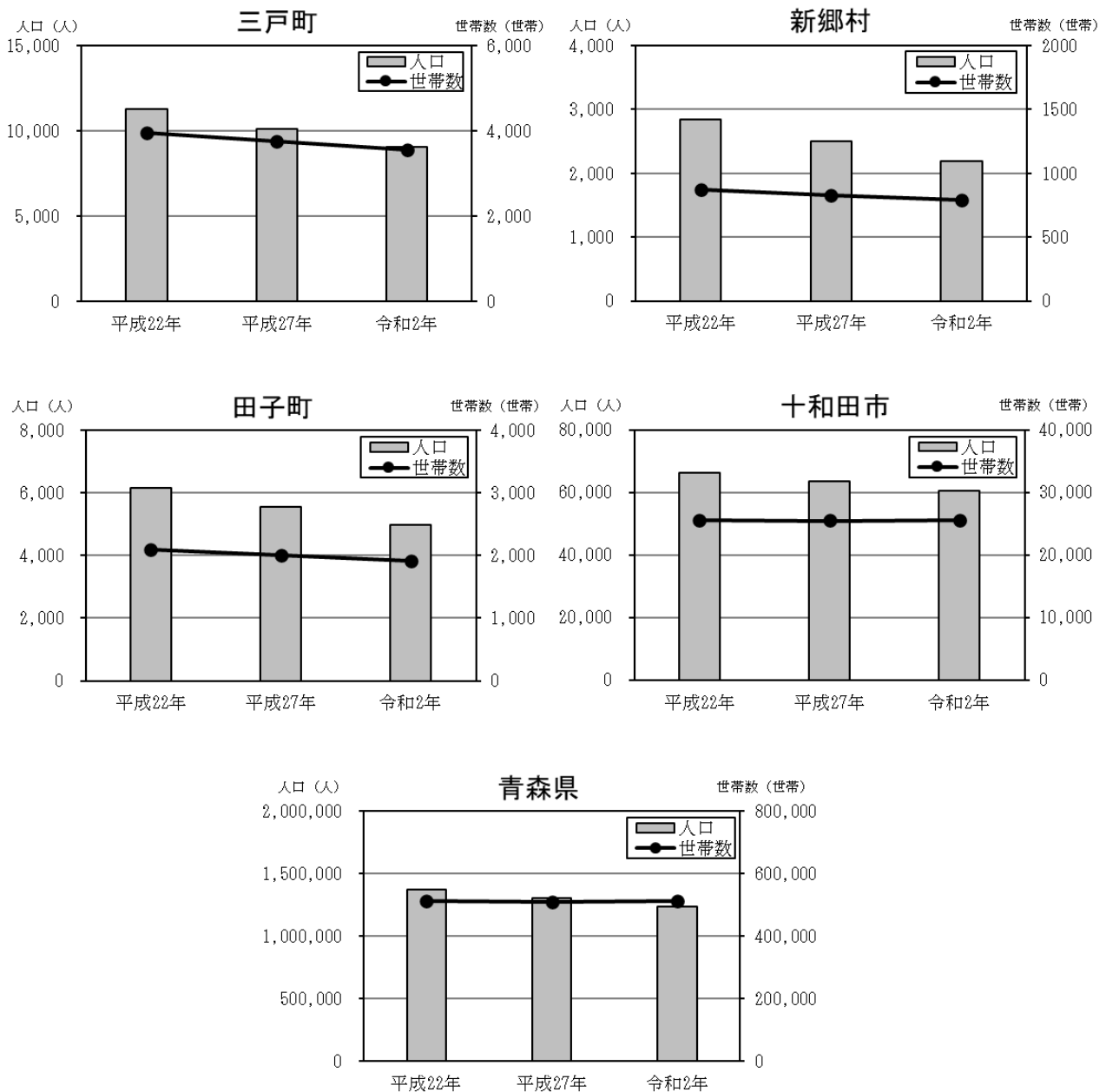
三戸町、新郷村、田子町、十和田市及び青森県の人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりである。

三戸町、新郷村及び田子町の人口及び世帯数は減少傾向にあり、十和田市は人口のみ減少傾向にある。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

区 分	年	人口（人）			世帯数 （世帯）
		総 数	男	女	
三戸町	平成 22 年	11,299	5,317	5,982	3,961
	平成 27 年	10,135	4,753	5,382	3,756
	令和 2 年	9,082	4,288	4,794	3,566
新郷村	平成 22 年	2,851	1,348	1,503	874
	平成 27 年	2,509	1,200	1,309	831
	令和 2 年	2,197	1,069	1,128	788
田子町	平成 22 年	6,175	2,905	3,270	2,097
	平成 27 年	5,554	2,599	2,955	2,006
	令和 2 年	4,968	2,376	2,592	1,918
十和田市	平成 22 年	66,110	31,540	34,570	25,554
	平成 27 年	63,429	30,084	33,345	25,487
	令和 2 年	60,378	28,685	31,693	25,540
青森県	平成 22 年	1,373,339	646,141	727,198	513,385
	平成 27 年	1,308,265	614,694	693,571	510,945
	令和 2 年	1,237,984	583,402	654,582	511,526

〔「平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕



〔平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査〕(総務省統計局) より作成

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移 (各年 10 月 1 日現在)

2. 産業の状況

三戸町、新郷村、田子町、十和田市及び青森県の産業別就業者数は、表 3.2-2 のとおりである。

令和 2 年 10 月 1 日現在の産業別就業者数の割合は、新郷村では第一次産業の占める割合が最も高く、三戸町、田子町及び十和田市では第三次産業の占める割合が最も高い。

表 3.2-2 産業別就業者数（令和 2 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、（ ）内は％）

産 業	三戸町	新郷村	田子町	十和田市	青森県
第一次産業	1,353 (29.7)	594 (47.1)	959 (35.1)	3,422 (12.0)	67,001 (11.4)
農 業	1,325	566	888	3,220	58,666
林 業	26	24	71	192	1,640
漁 業	2	4	—	10	6,695
第二次産業	872 (19.2)	217 (17.2)	616 (22.5)	6,518 (22.8)	118,134 (20.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	2	1	3	12	437
建設業	418	126	270	3,276	57,116
製造業	452	90	343	3,230	60,581
第三次産業	2,324 (51.1)	451 (35.7)	1,157 (42.3)	18,681 (65.3)	404,441 (68.6)
電気・ガス・熱供給・水道業	5	—	2	116	3,092
情報通信業	15	1	14	119	6,131
運輸業、郵便業	204	40	114	1,030	28,078
卸売、小売業	626	89	265	4,379	92,813
金融、保険業	38	4	22	464	12,109
不動産業、物品賃貸業	18	3	5	347	6,939
学術研究、専門・技術サービス業	57	4	21	647	11,986
宿泊業、飲食サービス業	125	22	83	1,437	28,442
生活関連サービス業、娯楽業	126	35	69	1,085	20,912
教育、学習支援業	106	23	52	1,556	27,545
医療、福祉	598	110	292	4,381	86,923
複合サービス事業	69	25	34	390	6,287
サービス業（他に分類されないもの）	155	28	70	1,608	38,847
公 務（他に分類されるものを除く）	182	67	114	1,122	34,337
分類不能の産業	14 (0.3)	8 (0.6)	— (0.0)	820 (2.8)	12,815 (2.1)
総 数	4,563	1,270	2,732	29,441	602,391

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

2. 第一次～第三次産業の割合は第一次～第三次産業の合計に対する比率（％）を、分類不能の産業の割合は総数に対する比率（％）を示す。

3. 割合は四捨五入を行っているため、個々の割合の合計が 100 にならない場合がある。

4. 「—」は該当がないことを示す。

〔「令和 2 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕

(1) 農 業

三戸町、新郷村、田子町、十和田市及び青森県における販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数及び家畜等の飼養経営体数は、表 3.2-3 のとおりである。

令和 2 年における三戸町、新郷村、田子町及び十和田市の販売目的の類別作物作付（栽培）経営体数は、稲（飼育用を除く）が最も多くなっており、販売目的の家畜等の飼養経営体数は、肉用牛が最も多くなっている。

表 3.2-3 販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数及び家畜等の飼養経営体数
（令和 2 年 2 月 1 日現在）

（単位：経営体）

区 分	種 類	三戸町	新郷村	田子町	十和田市	青森県
作 物	稲（飼料用を除く）	379	273	333	1,431	17,615
	麦類	—	—	—	60	299
	雑穀	4	2	18	143	557
	いも類	5	3	4	11	502
	豆類	13	8	13	170	1,514
	工芸農作物	143	29	129	46	836
	野菜類	174	185	246	921	7,439
	果樹類	185	7	22	23	12,104
	花き類・花木	14	13	5	14	394
	その他（稲（飼料用）を含む）	38	10	29	245	1,404
家畜等	乳用牛	6	7	5	18	173
	肉用牛	41	27	62	168	704
	豚	2	—	1	11	55
	採卵鶏	—	—	1	3	32
	ブロイラー	5	—	11	—	44
	きのこの栽培	—	1	—	8	47
	その他の農業	2	—	5	8	75

注：「—」は調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「2020 年農林業センサス」(農林水産省 HP、閲覧：令和 5 年 12 月) より作成〕

(2) 林 業

三戸町、新郷村、田子町、十和田市及び青森県における所有形態別林野面積は、表 3.2-4 のとおりである。

令和 2 年の林野面積は、三戸町で 10,099ha、新郷村で 12,071ha、田子町で 19,501ha、十和田市で 48,284ha となっている。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（令和 2 年 2 月 1 日現在）

（単位：ha）

区 分	林野 面積計	国有林			民有林			
		小 計	林野庁	その他 官庁	小 計	独立行政 法人等	公有林	私有林
三戸町	10,099	1,512	1,506	6	8,587	522	1,132	6,933
新郷村	12,071	3,178	3,178	—	8,893	2,059	1,946	4,888
田子町	19,501	9,801	9,801	—	9,700	191	2,614	6,895
十和田市	48,284	27,035	27,003	32	21,249	1,685	4,301	15,263
青森県	625,842	380,463	377,791	2,672	245,379	12,474	45,058	187,847

注：「—」は調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「2020 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）より作成〕

(3) 工 業

三戸町、新郷村、田子町、十和田市及び青森県の工業の状況は、表 3.2-5 のとおりである。

令和 3 年の製造品出荷額等は、三戸町で 1,870,363 万円、田子町で 1,239,763 万円、十和田市で 6,107,404 万円となっている。

表 3.2-5 工業の状況（従業員 4 人以上）

区 分	三戸町	新郷村	田子町	十和田市	青森県
事業所数（事業所）	18	2	13	95	1,500
従業者数（人）	454	8	390	3,212	55,145
製造品出荷額等（万円）	1,870,363	x	1,239,763	6,107,404	169,469,271

注：1. 事業所数及び従業者数は令和 4 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は令和 3 年 1 年間の数値である。

2. 「x」は個人または法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「2022 年経済構造実態調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）より作成〕

(4) 商 業

三戸町、新郷村、田子町、十和田市及び青森県の商業の状況は、表 3.2-6 のとおりである。

令和 2 年の年間商品販売額は、三戸町で 13,194 百万円、新郷村で 913 百万円、田子町で 4,305 百万円、十和田市で 153,330 百万円となっている。

表 3.2-6 商業の状況

業 種	区 分	三戸町	新郷村	田子町	十和田市	青森県
卸売業	事業所数（事業所）	18	2	5	159	2,849
	従業者数（人）	67	42	13	1,285	23,908
	年間商品販売額（百万円）	3,004	x	125	77,809	1,694,461
小売業	事業所数（事業所）	116	25	50	504	9,797
	従業者数（人）	616	66	231	3,872	69,475
	年間商品販売額（百万円）	10,191	x	4,180	75,521	1,333,714
合 計	事業所数（事業所）	134	27	55	663	12,646
	従業者数（人）	683	108	244	5,157	93,383
	年間商品販売額（百万円）	13,194	913	4,305	153,330	3,028,176

注：1. 事業所数及び従業者数は令和 3 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は令和 2 年 1 年間の数値である。

2. 「x」は個人または法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔令和 2 年経済センサスー活動調査（経済産業省 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

三戸町、新郷村、田子町及び十和田市の地目別土地利用の状況は、表 3.2-7 及び図 3.2-2 のとおりである。

その他を除くと、三戸町、新郷村、田子町及び十和田市ともに山林の占める割合が最も高く、各々65.0%、64.6%、33.3%、57.0%である。

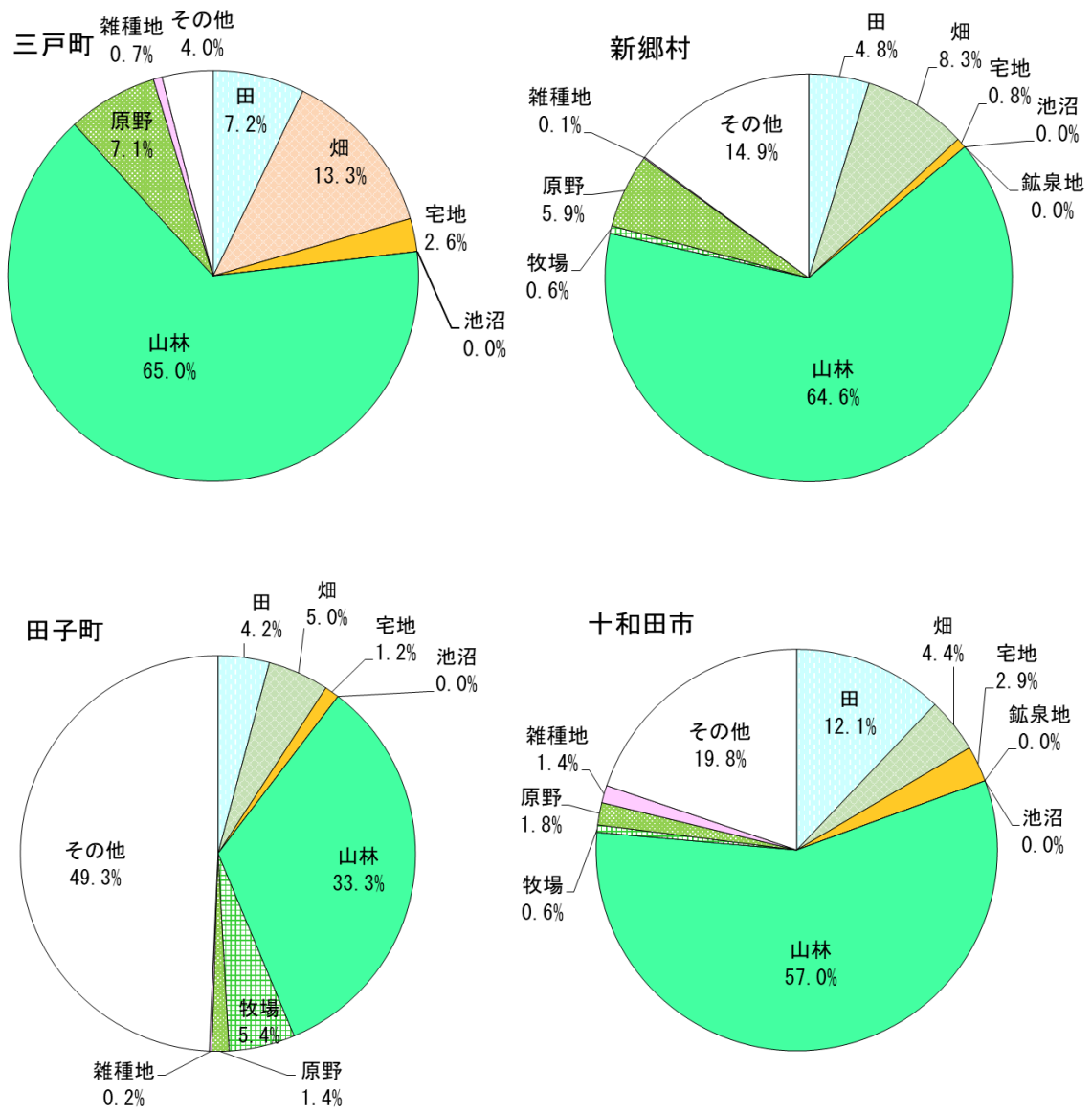
表 3.2-7 地目別土地利用の状況（令和4年1月1日現在）

(単位：km²、()内は%)

区 分	総 数	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
三戸町	151.8 (100.0)	10.9 (7.2)	20.2 (13.3)	3.9 (2.6)	— (—)	0.0 (0.0)	98.7 (65.0)	— (—)	10.8 (7.1)	1.1 (0.7)	6.1 (4.0)
新郷村	154.2 (100.0)	7.5 (4.8)	12.7 (8.3)	1.2 (0.8)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	99.6 (64.6)	1.0 (0.6)	9.1 (5.9)	0.2 (0.1)	23.0 (14.9)
田子町	242.0 (100.0)	10.0 (4.2)	12.2 (5.0)	3.0 (1.2)	— (—)	0.0 (0.0)	80.6 (33.3)	13.0 (5.4)	3.5 (1.4)	0.4 (0.2)	119.2 (49.3)
十和田市	725.7 (100.0)	88.1 (12.1)	31.6 (4.4)	20.9 (2.9)	0.0 (0.0)	0.1 (0.0)	413.9 (57.0)	4.0 (0.6)	13.3 (1.8)	10.2 (1.4)	143.5 (19.8)

注：数値は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔「令和4年度固定資産の価格等の概要調書 土地」(青森県 HP、閲覧：令和5年12月)より作成〕



〔「令和4年度固定資産の価格等の概要調査 土地」(青森県HP、閲覧：令和5年12月)より作成〕

図 3.2-2 地目別土地利用の現況 (令和4年1月1日現在)

2. 土地利用規制の状況

(1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき定められた土地利用基本計画の各地域は、次のとおりである。

① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲に都市地域はない。

② 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域は、図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農業地域が分布している。

③ 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲における森林地域は、図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に森林地域が分布している。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は、図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農用地区域が分布している。

(3) 都市計画法に基づく用途地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 11 月 18 日）に基づく用途地域の指定はない。

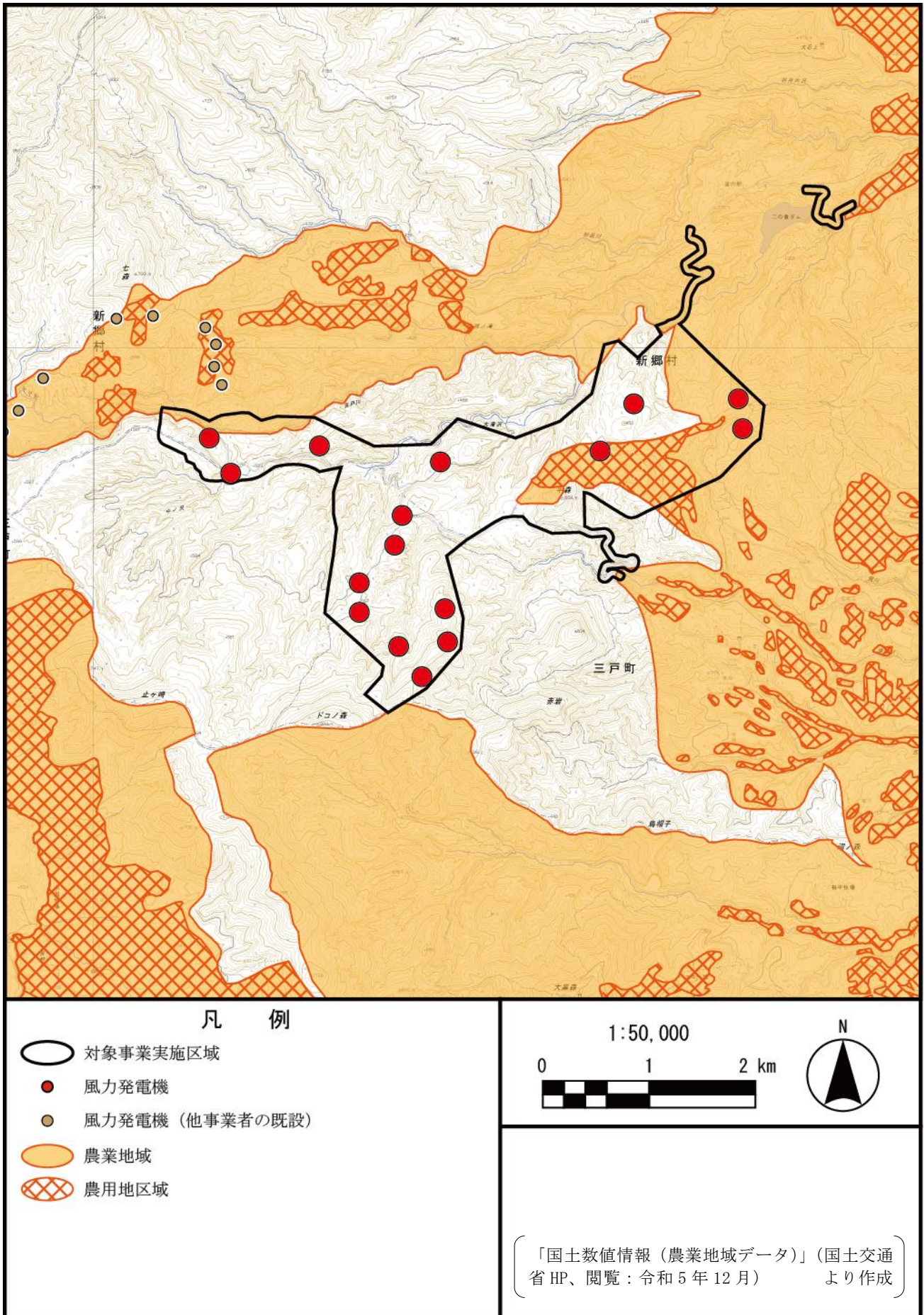


図 3.2-3 土地利用基本計画図（農業地域）及び農用地区域

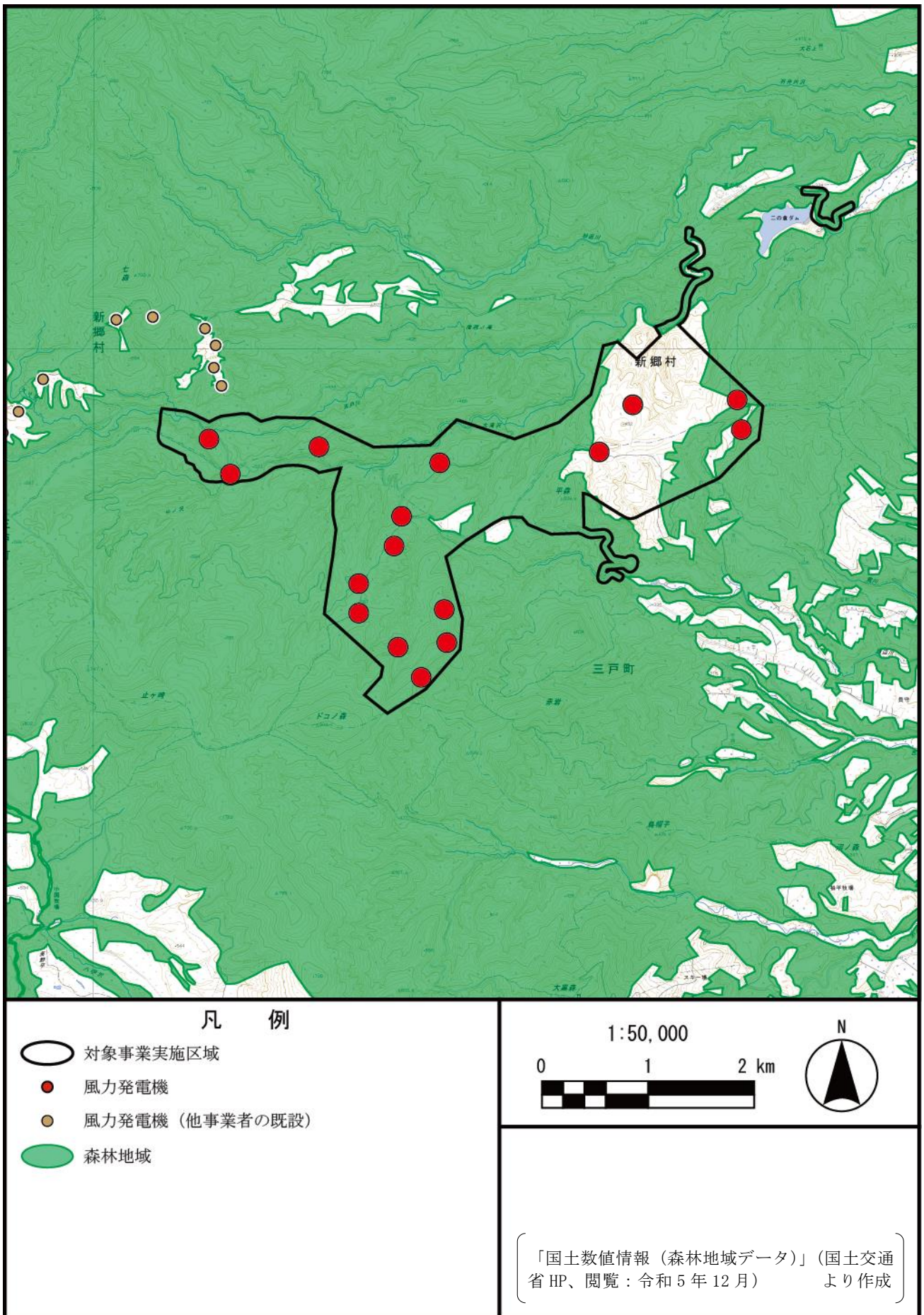


図 3.2-4 土地利用基本計画図（森林地域）

3.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

(1) 水道用水としての利用

対象事業実施区域及びその周囲における水道用水の取水状況は表 3.2-8 のとおりである。
対象事業実施区域及びその周囲において、河川の水道用水としての利用はない。

表 3.2-8(1) 水道用水の取水状況（上水道・令和3年度）

事業主体名	年間取水量（千 m ³ /年）								合 計
	表流水			地下水			その他 (湧水等)	浄水 受水	
	自流	ダム直接	ダム放流	伏流水	浅井戸	深井戸			
田子町	—	—	—	—	—	—	785	—	785
十和田市	—	—	—	—	7,082	20	—	—	7,102

注：「—」は出典に記載がないことを示す。

〔令和3年度版 青森県の水道〕（青森県 HP、閲覧：令和5年12月）より作成]

表 3.2-8(2) 水道用水の取水状況（簡易水道・令和3年度）

町村	地域名	年間取水量（m ³ /年）					合 計
		表流水	地下水			その他	
		自流	伏流水	浅井戸	深井戸	湧水等	
三戸町	三戸	—	—	—	51,313	25,351	76,664
新郷村	新郷村	—	—	—	960	201,094	202,054

注：「—」は出典に記載がないことを示す。

〔令和3年度版 青森県の水道〕（青森県 HP、閲覧：令和5年12月）より作成]

(2) 農業用水としての利用

三戸町役場へのヒアリング（実施：令和3年8月）、新郷村役場へのヒアリング（実施：令和3年7月）、田子町役場へのヒアリング（実施：令和3年8月）によると、農業用水は主に五戸川、猿辺川の河川から取水している。主な取水地点は図 3.2-5 のとおりである。

(3) ダムの利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における湖沼の利用状況として、図 3.2-5 のとおり、洪水調整を目的とした防災ダムである二の倉ダムがある。

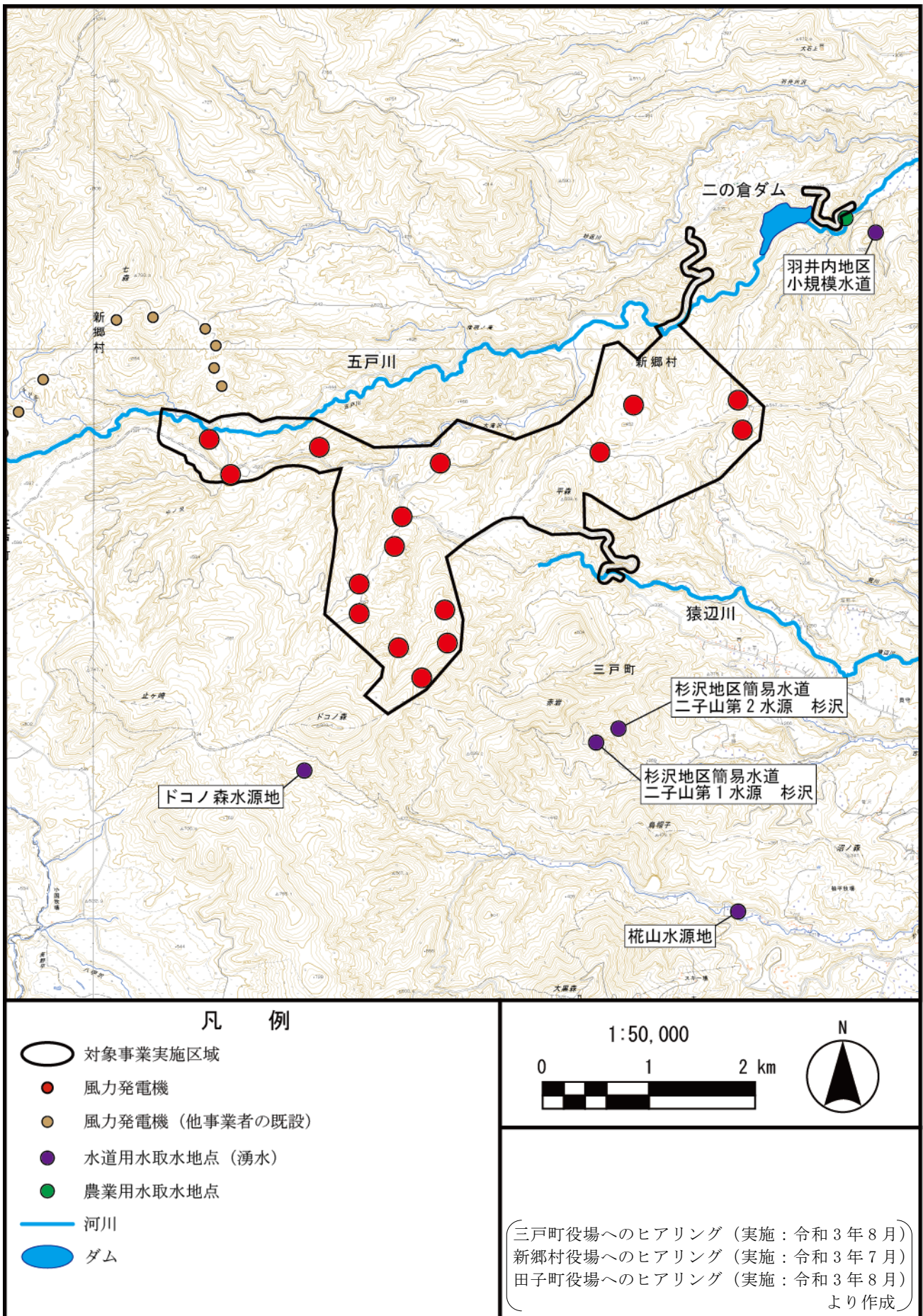


図 3.2-5 水道用水及び農業用水の取水位置

(4) 漁業による利用

対象事業実施区域及びその周囲の河川及び湖沼における、「漁業法」（昭和 24 年法律 267 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく内水面漁業権の状況は、表 3.2-9 及び図 3.2-6 のとおりである。

表 3.2-9 内水面漁業権の内容

免許番号	漁業の区域	魚種	漁業時期	漁業権者
内共第 39 号	河口から上流の尻内橋下流端までの馬淵川本流及び尻内橋下流端から上流の馬淵川本支流。ただし、(左岸)八戸市大字尻内町字根市渡ノ葉 51 の 2 地先(右岸)八戸市大字尻内町字根市渡ノ葉 50 地先を上流端とする新設浅水川放水路と馬淵川本流との合流点までの区域を除く。河口を八太郎大橋下流端とする。	あゆ漁業、やまめ漁業、こい漁業、いわな漁業、うぐい漁業、うなぎ漁業、さくらます漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	三戸漁業協同組合 馬淵川漁業協同組合

〔「漁業権の免許について」(青森県 HP、閲覧：令和 5 年 12 月)より作成〕

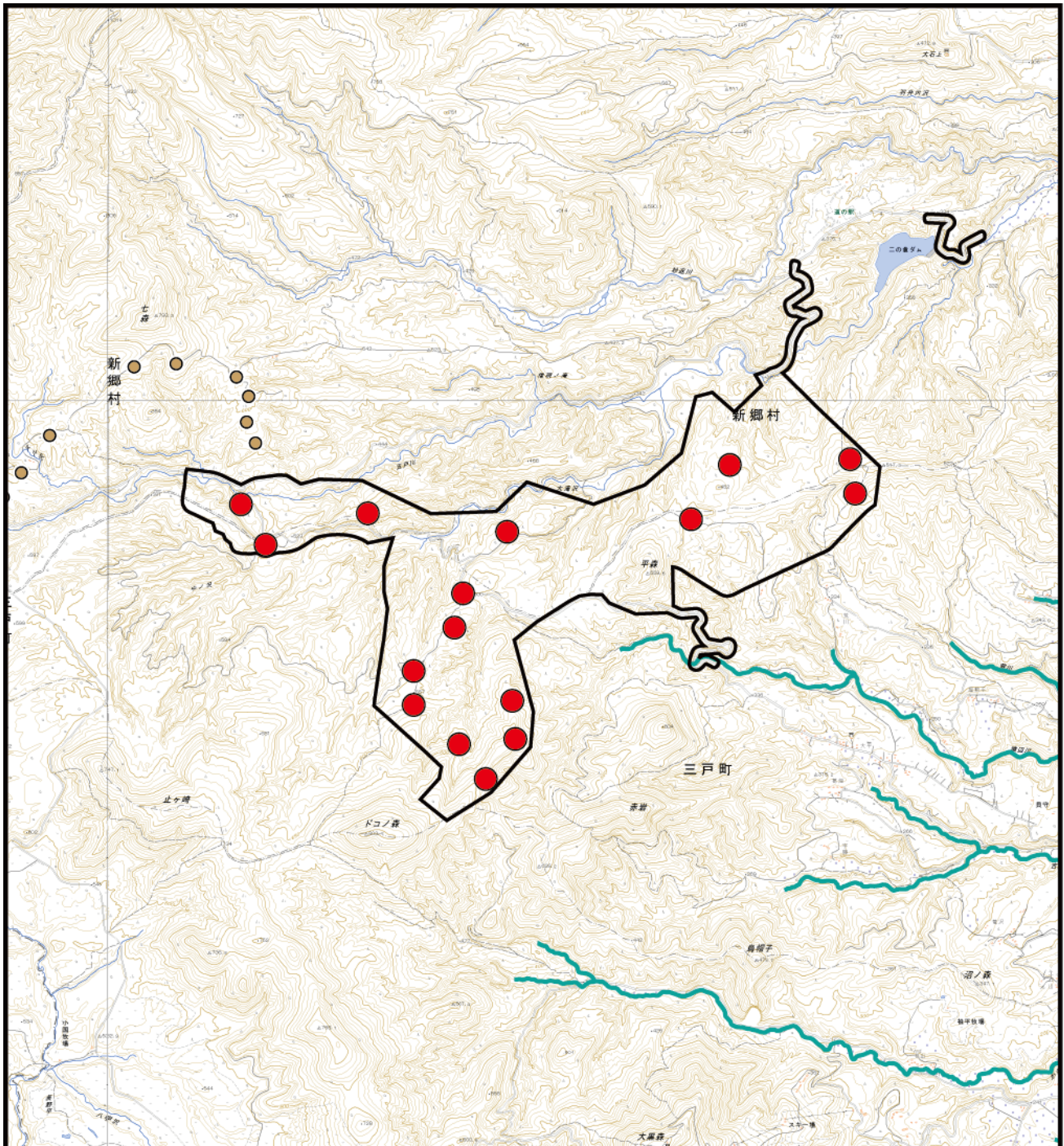
2. 地下水の利用状況

(1) 水道用水としての利用





対象事業実施区域及びその周囲における水道用水の取水状況は、表 3.2-8 のとおりである。
対象事業実施区域の周囲において、地下水の取水地点はない。

(2) 湧水の利用状況

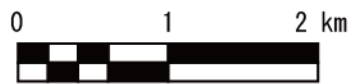
対象事業実施区域及びその周囲における水道用水の取水状況は、表 3.2-8 のとおりである。
対象事業実施区域及びその周囲における取水位置は図 3.2-5 のとおりであり、水道用水は主に湧水を利用している。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  風力発電機 (他事業者の既設)
-  内共第39号

1:50,000



「漁業権の免許について」(青森県 HP、閲覧：令和 5 年 12 月)
 青森県農林水産部へのヒアリング(実施：令和 5 年 12 月)より作成

図 3.2-6 内水面漁業権の設定状況

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は、図 3.2-7 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲には一般国道 454 号、主要地方道 21 号（田子十和田湖線）、一般県道 216 号（戸来岳貝守線）等が通っている。

令和 3 年度の交通量調査結果は表 3.2-10、調査区間は図 3.2-7 のとおりである。

表 3.2-10 主要な道路の交通状況（令和 3 年度）

（単位：台）

路線名	番号	交通量調査区間		交通量	
		起点側	終点側	昼間 12 時間	24 時間
一般国道 454 号	①	柵棚手倉橋線	田子十和田湖線	448	502
主要地方道 21 号 （田子十和田湖線）	②	一般国道 104 号	一般国道 454 号	<u>761</u>	<u>868</u>
一般県道 216 号 （戸来岳貝守線）	③	一般国道 454 号	南部田子線	<u>494</u>	<u>553</u>

注：1. 表中の番号は、図 3.2-7 中の番号に対応する。

2. 昼間 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

昼間 12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時または午前 0 時～翌日午前 0 時

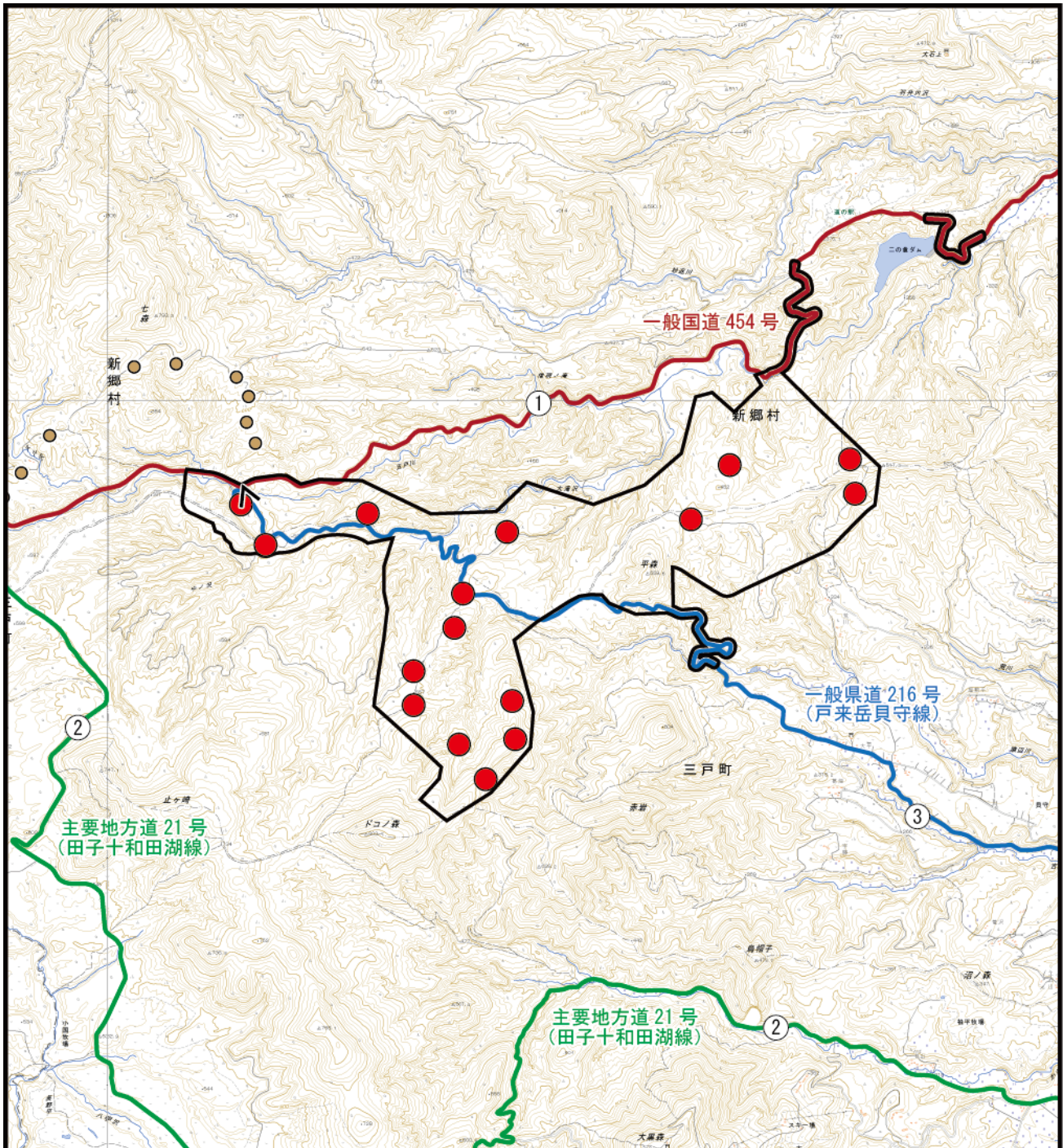
3. 斜体字下線は交通量を観測していない区間における推定値であり、推定方法は以下のとおりである。

昼間 12 時間交通量：平成 27 年度調査単位区間の平成 27 年度交通量と、平成 27 年度及び令和 3 年度ともに交通量を観測した区間の交通量データを用いて推定した。








24 時間交通量：推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いて推定した。

4. 交通量調査区間の起点側、終点側は、それぞれ接続路線等の名称である。

〔「令和 3 度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」（国土交通省、令和 5 年）より作成〕



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  風力発電機 (他事業者の既設)
-  一般国道
-  主要地方道
-  一般県道
-  交通量調査の起点と終点

1:50,000



注：図中の番号は表 3.2-10 の番号に対応する。

「令和 3 度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」(国土交通省、令和 5 年)より作成

図 3.2-7 主要な道路の状況

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、医療機関、福祉施設があげられる。対象事業実施区域及びその周囲には、配慮が特に必要な施設はない。

また、住宅等の配置の概況は図 3.2-8 のとおりであり、風力発電機から最寄り住居までの距離は約 1.5km である。

なお、住宅等の戸数は、対象事業実施区域から 500m 圏内が 0 戸、1,000m 圏内が 0 戸、1,500m 圏内が 15 戸、2,000m 圏内が 50 戸である。

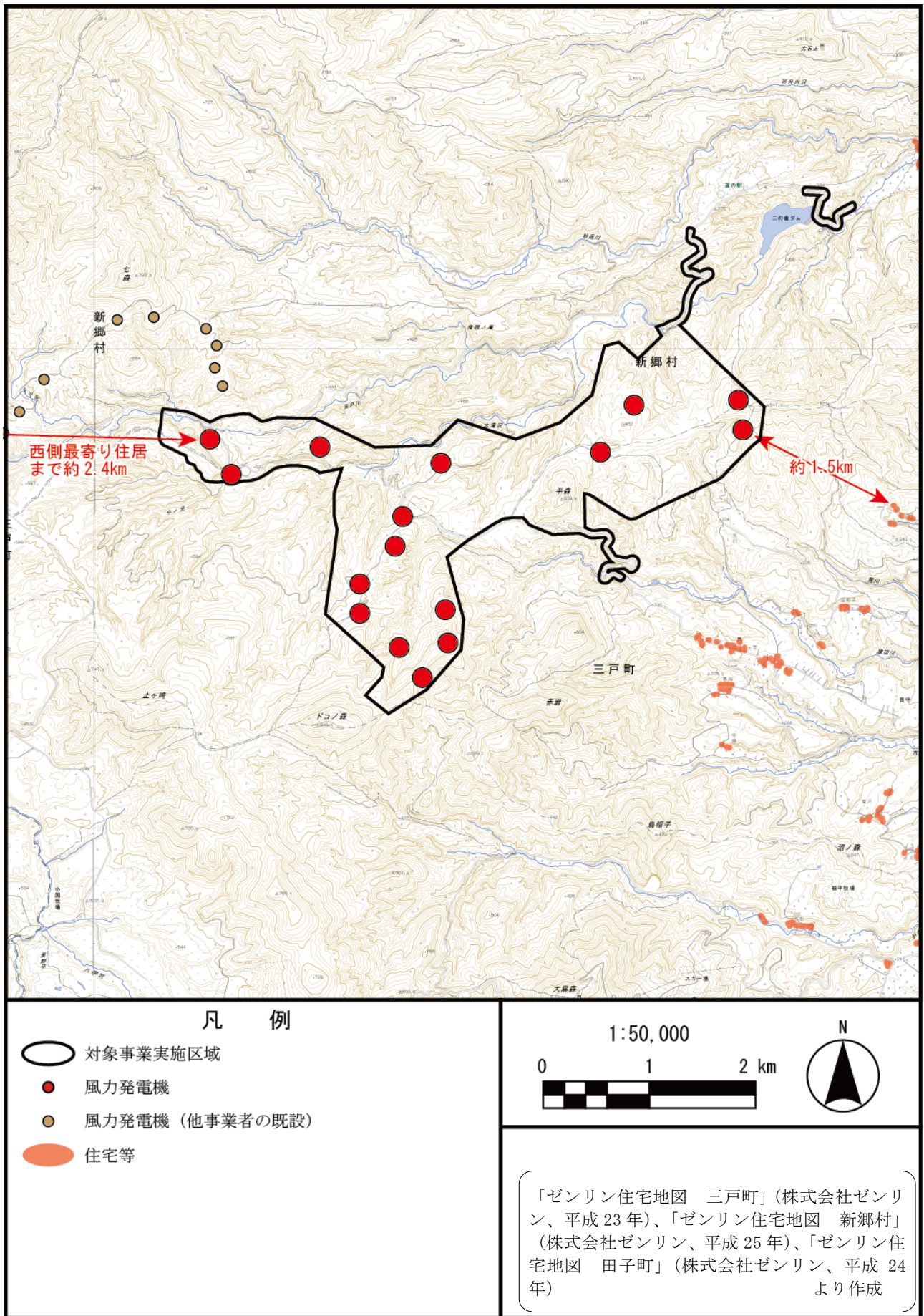


図 3.2-8 住宅等の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

三戸町、新郷村、田子町、十和田市及び青森県における下水道等による汚水処理人口普及状況は、表 3.2-11 のとおりである。

令和 4 年度末の下水道処理人口普及率は三戸町で 26.9%、新郷村で 52.0%、十和田市で 72.4%となっている。また、汚水処理人口普及率は三戸町で 44.0%、新郷村で 71.1%、田子町で 63.2%、十和田市で 90.7%となっている。

表 3.2-11 汚水処理人口普及状況（令和 4 年度末）

区 分	行政人口 (人)	汚水処理人口（人）					下水道処理 人口普及率 (%)	汚水処理 人口普及率 (%)
		計	下水道	農業集落 排水等	漁業集落 排水	合併浄化 槽等		
三戸町	9,114	4,007	2,453	—	—	1,554	26.9	44.0
新郷村	2,180	1,550	1,133	261	—	156	52.0	71.1
田子町	4,927	3,113	—	—	—	3,113	—	63.2
十和田市	58,555	53,102	42,418	6,741	—	3,943	72.4	90.7
青森県	1,215,060	999,569	764,476	96,910	8,517	129,666	62.9	82.3

注：1. 「—」は実績がないものを示す。

2. 行政人口は、令和 5 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳による。

3. 普及率＝処理人口／行政人口（%）

〔「令和 4 年度末下水道処理人口普及率」（青森県 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）より作成〕

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

三戸町、新郷村、田子町、十和田市及び青森県における一般廃棄物（ごみ）の処理状況は、表 3.2-12 のとおりである。

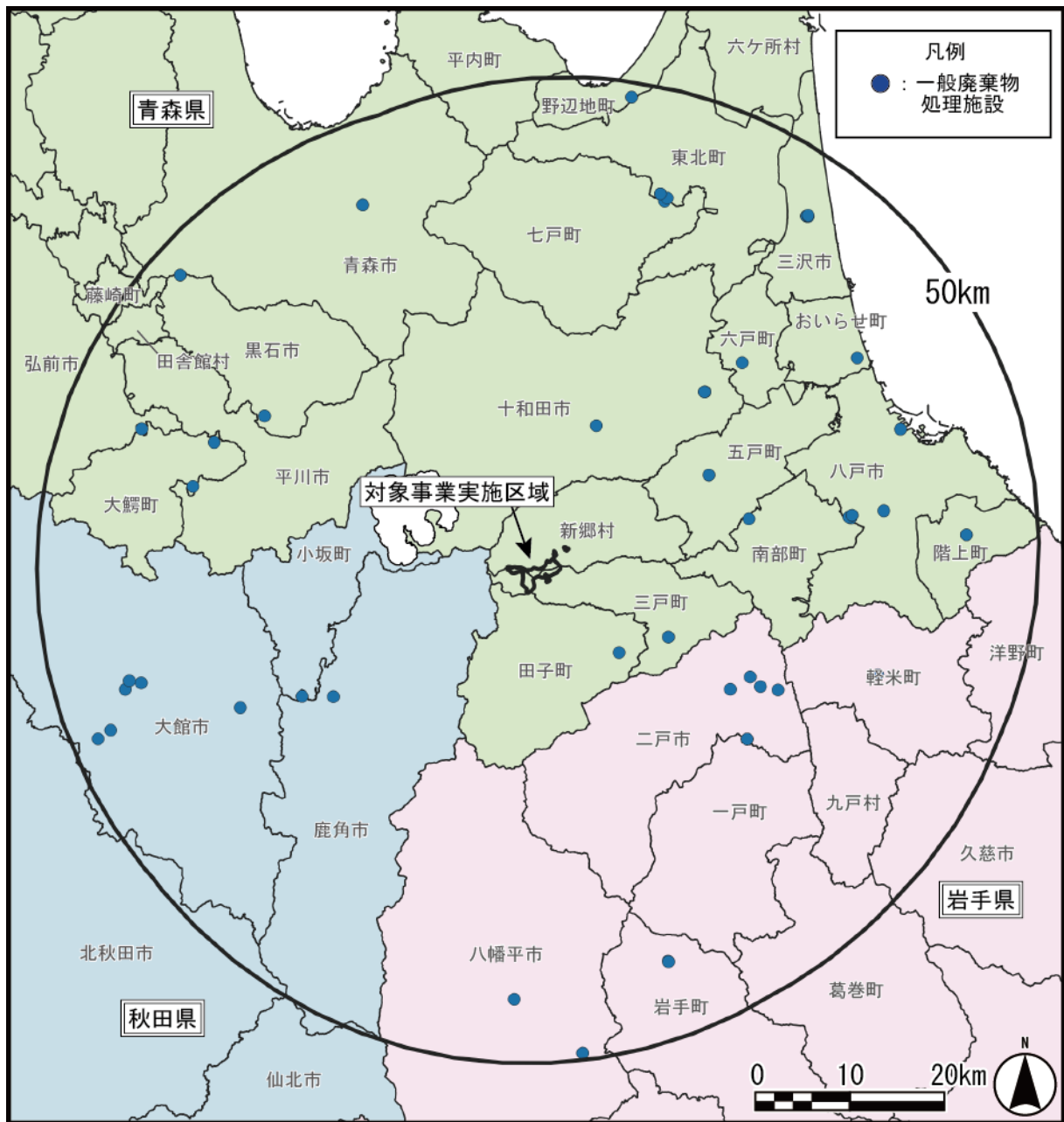
令和 3 年度のごみ総排出量は三戸町で 3,580t、新郷村で 610t、田子町で 1,828t、十和田市で 21,227t となっている。

対象事業実施区域から半径 50km の範囲における一般廃棄物処理施設の分布状況は、図 3.2-9 のとおりである。

表 3.2-12 一般廃棄物（ごみ）の処理状況（令和3年度）

区 分		三戸町	新郷村	田子町	十和田市	青森県
ごみ総排出量	計画収集量 (t)	3,133	533	1,582	18,878	409,477
	直接搬入量 (t)	354	61	156	2,042	37,518
	集団回収量 (t)	93	16	90	307	8,544
	合計 (t)	3,580	610	1,828	21,227	455,539
ごみ処理量	直接焼却量 (t)	2,991	476	1,457	18,112	370,158
	直接最終処分量 (t)	0	0	0	0	14,437
	焼却以外の中間処理量 (t)	496	78	281	2,197	53,341
	直接資源化量 (t)	0	40	0	611	10,001
	合計 (t)	3,487	594	1,738	20,920	447,937
中間処理後再生利用量 (t)		513	111	290	3,704	46,414
リサイクル率 (%)		16.9	27.4	20.8	21.8	14.2
最終処分量 (t)		212	16	98	495	50,709

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) ×100
 [「令和3年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省 HP、閲覧：令和5年12月)より作成]



〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）より作成〕

図 3.2-9 一般廃棄物処理施設の分布状況（平成 24 年度）

2. 産業廃棄物の状況

青森県における平成 30 年度の産業廃棄物の処理状況は、表 3.2-13 のとおりである。

また、対象事業実施区域から半径 50km の範囲における中間処理施設及び最終処分場の施設数は表 3.2-14、施設の分布状況は図 3.2-10 のとおりであり、中間処理施設 160 か所、最終処分場 7 か所となっている。

表 3.2-13 産業廃棄物の処理状況（平成 30 年度）

（単位：千 t/年）

区 分	発生量	排出量	減量化量	資源化量			最終処分量
				合 計	有償物量	再生利用量	
青森県	4,762	3,162	1,570	3,121	1,600	1,520	71

〔環境白書 令和 5 年版〕（青森県、令和 5 年）より作成

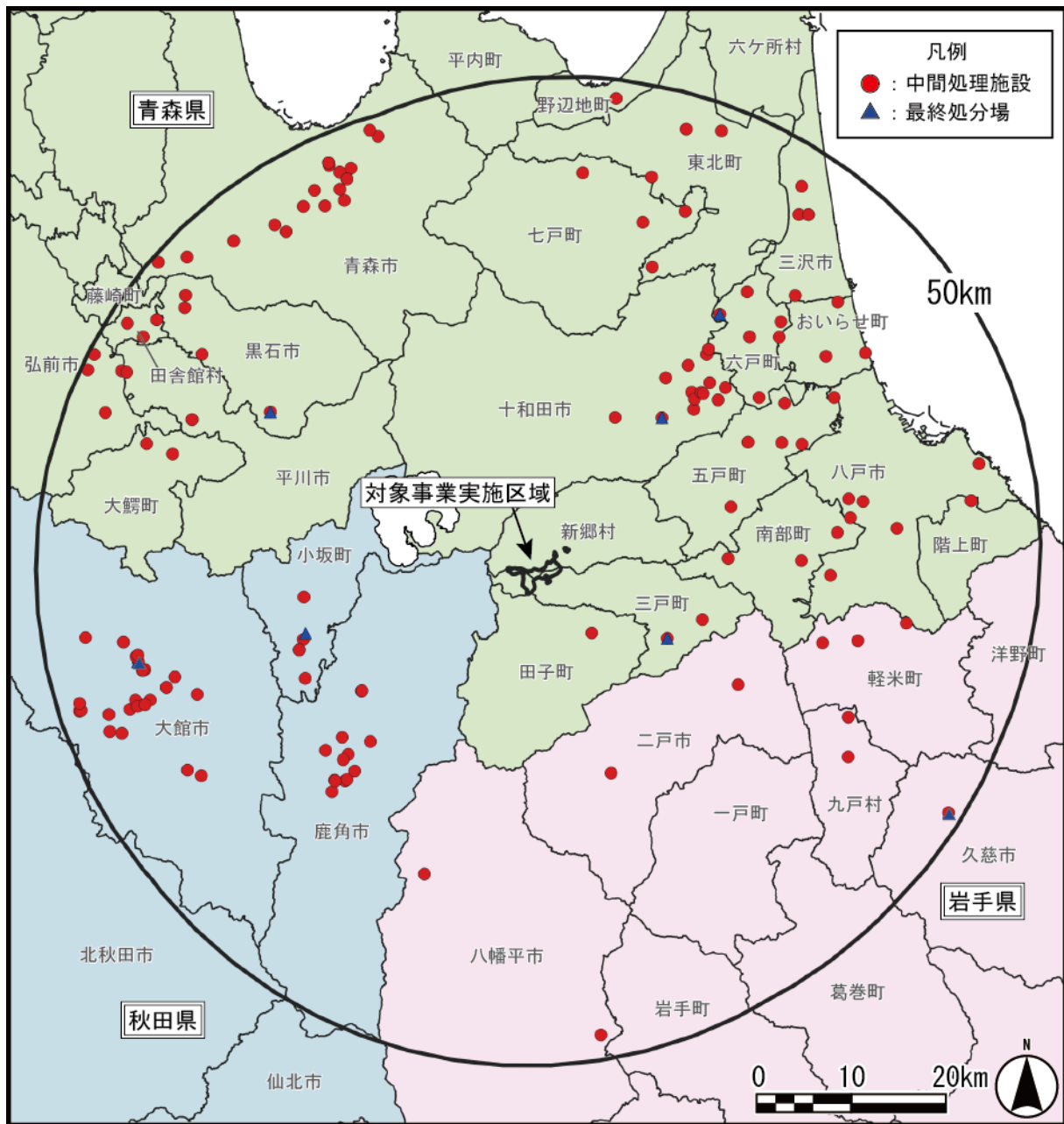
表 3.2-14 産業廃棄物処理施設数及び産業廃棄物処分業者の事業場所数

（単位：か所）

県	市町村	中間処理施設	最終処分場
青森県	青森市	22	0
	弘前市	4	0
	八戸市	6	0
	黒石市	4	1
	十和田市	14	1
	三沢市	5	0
	平川市	3	0
	大鰐町	2	0
	田舎館村	4	0
	野辺地町	1	0
	七戸町	5	0
	六戸町	8	1
	東北町	4	0
	おいらせ町	4	0
	三戸町	2	1
	五戸町	6	0
	田子町	1	0
	南部町	3	0
階上町	2	0	
秋田県	大館市	30	1
	鹿角市	13	0
	小坂町	7	1
岩手県	久慈市	1	1
	二戸市	2	0
	八幡平市	2	0
	軽米町	2	0
	九戸村	3	0
合 計		160	7

注：青森県は令和 5 年 9 月 30 日現在、青森市は令和 5 年 4 月 1 日現在、秋田県及び岩手県は平成 24 年の情報である。

〔「産業廃棄物処理業者名簿」（青森県 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）
 「産業廃棄物処理業者名簿」（青森市 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）
 「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）
 より作成〕



「産業廃棄物処理業者名簿」(青森県 HP、閲覧：令和 5 年 12 月)
 「産業廃棄物処理業者名簿」(青森市 HP、閲覧：令和 5 年 12 月)
 「国土数値情報(廃棄物処理施設データ)」(国土交通省 HP、閲覧：令和 5 年 12 月) より作成

図 3.2-10 産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の分布状況

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき全国一律に定められており、その内容は表 3.2-15(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については、表 3.2-15(2)の基準がそれぞれ定められている。

表 3.2-15(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）より作成

表 3.2-15(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日）より作成

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき定められており、その内容は表3.2-16のとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には類型が当てはめられた地域はない。

表 3.2-16(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：類型 AA：指定地域のうち静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等が集合している地域

類型 A：指定地域のうち低層住居専用地域、中高層住居専用地域

類型 B：住居地域及び第2種住居地域

類型 C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）
 「環境白書 令和5年版」（青森県、令和5年）
 「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成13年青森県告示第316号）より作成

表 3.2-16(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

〔騒音に係る環境基準について〕（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成

表 3.2-16(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下）によることができる。	

〔騒音に係る環境基準について〕（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成

③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表 3.2-17 のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、表 3.2-18 及び表 3.2-19 のとおりであり、河川、湖沼ごとに、利用目的、水生生物の生息状況及び水生生物が生息・再生産する場の適応性に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。対象事業実施区域及びその周囲における類型指定状況は、図 3.2-11 のとおりであり、五戸川の上流が河川 A 類型、全域が生物 A 類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-20 のとおりであり、すべての地下水について定められている。

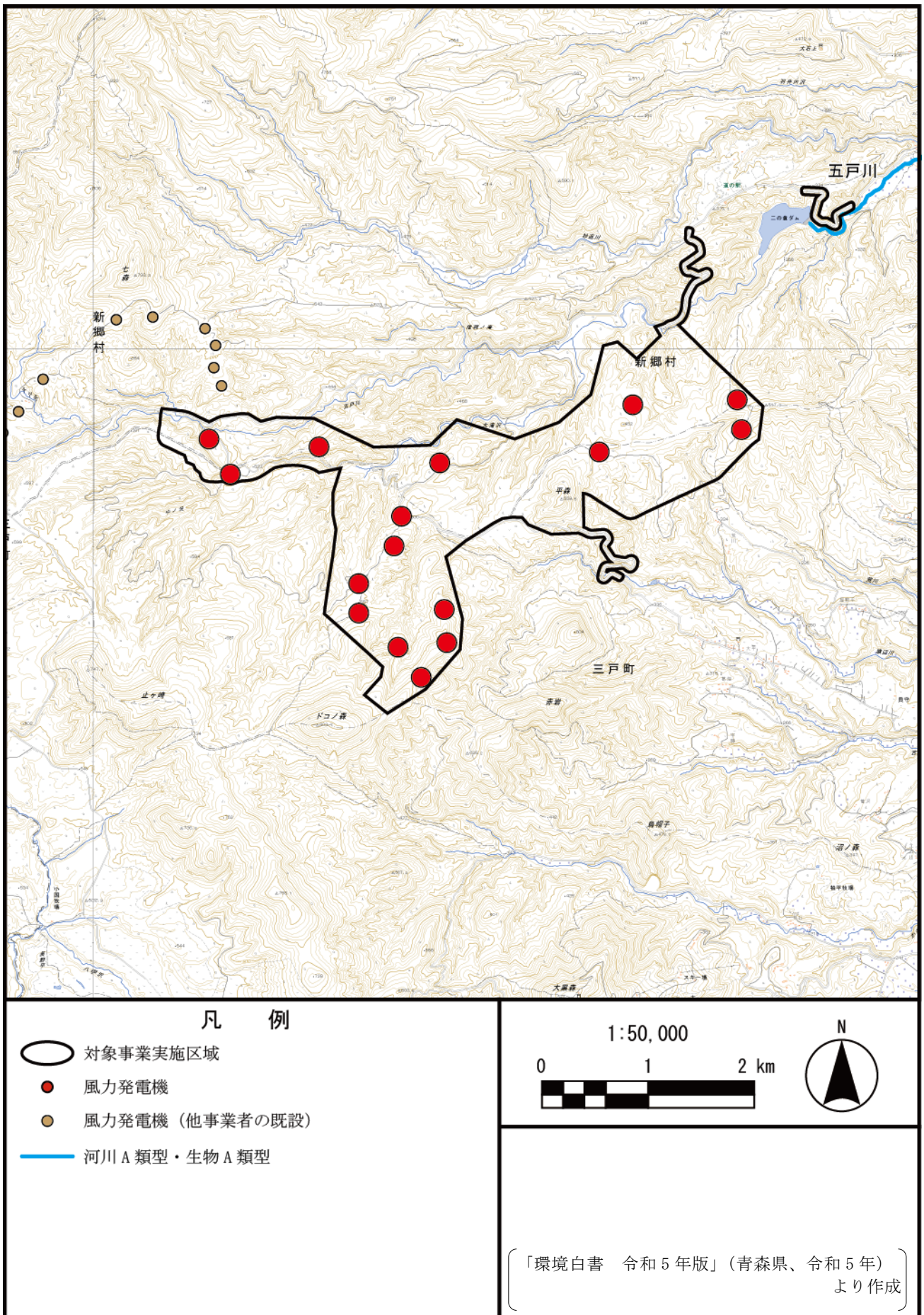


図 3.2-11 水域の環境基準類型指定の状況

表 3.2-17 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成

表 3.2-18(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと	2mg/L 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
3. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-18(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔水質汚濁に係る環境基準について〕（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成

表 3.2-19(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2・3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考

- 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。
- 基準値は、日間平均値とする。
- 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
- 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
- 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の生物用水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の生物用水産生物用

水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔水質汚濁に係る環境基準について〕（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成

表 3.2-19(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

類型	項目	利用目的の適応性	基準値	
			全窒素	全燐
I		自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ		水道 1・2・3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ		水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ		水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ		水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考				
1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。 2. 基準値は、年間平均値とする。 3. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 4. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。				

注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 [「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成]

表 3.2-19(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

類型	項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
			全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A		イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A		生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B		コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B		生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。					

[「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成]

表 3.2-19(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日) より作成〕

表 3.2-20 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。 	

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号、
最終改正：令和3年10月7日)より作成

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は表 3.2-21 のとおりである。

表 3.2-21 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサソ	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

注：環境基準は、汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 2 年 4 月 2 日）より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、表 3.2-22 のとおり定められている。

表 3.2-22 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高压流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
 2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日）より作成

(2) 規制基準等

① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 5 年 6 月 23 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、三戸町、新郷村、田子町及び十和田市は 17.5 となっている。

また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「青森県公害防止条例」（昭和 47 年条例第 2 号）に基づき、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設等は設置しない。

② 騒音

騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は表 3.2-23～表 3.2-25 のとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には規制地域はない。

表 3.2-23 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～21:00)	夜間 (21:00～6:00)
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
備考：第 2 種区域又は第 3 種区域内に所在する学校、保育所、病院及び有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園並びに介護老人保健施設の敷地の周囲 50m の区域内における騒音の基準は、上表の値から 5 デシベル減じた値とする。				

注：第 1 種区域：指定区域のうち、低層住居専用地域

第 2 種区域：指定区域のうち、中高層住居専用地域、住居地域及び準住居地域

第 3 種区域：指定区域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第 4 種区域：指定区域のうち、工業地域

〔「環境白書 令和 5 年版」（青森県、令和 5 年）
「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（昭和 47 年青森県告示第 169 号）より作成〕

表 3.2-24 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

区域の区分	基準値	作業時間	1日当たりの作業時間	連続作業時間	作業日
1号区域	85 デシベル	午後7時から 翌日の午前7時の 時間内でないこと	10時間を 超えないこと	連続6日を 超えないこと	日曜日 その他の休日 でないこと
2号区域		午後10時から 翌日の午前6時の 時間内でないこと	14時間を 超えないこと		

注：1号区域：騒音規制法第3条第1項の規定により指定された区域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は市長が指定した区域

イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。

ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。

ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。

ニ 学校、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。

2号区域：騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、1号地区域以外の区域

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
 (昭和43年厚生省・建設省告示第1号、最終改正：令和2年3月30日)
 「環境白書 令和5年版」(青森県、令和5年) より作成

表 3.2-25 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域		75デシベル	70デシベル
備考：上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。				

注：a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事又は市長が定めた区域をいう。

a区域：専ら住居の用に供される区域

b区域：主として住居の用に供される区域

c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
 (平成12年総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日)
 「環境白書 令和5年版」(青森県、令和5年) より作成

③ 振 動

振動の規制については、「振動規制法」(昭和51年法律第64号、最終改正：令和4年6月17日)に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それら規制基準及び要請限度は表3.2-26～表3.2-28のとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には規制地域はない。

表 3.2-26 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	昼 間 (8:00～19:00)	夜 間 (19:00～8:00)
	第1種区域		60 デシベル
第2種区域		65 デシベル	60 デシベル

備考：学校、保育所、病院及び有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園並びに介護老人保健施設の敷地の周囲50mの区域内における騒音の基準は、上表の値から5デシベル減じた値とする。

注：第1種区域：指定地域のうち、住居専用地域、住居地域及び準住居地域

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」
(昭和51年環境庁告示第90号、最終改正：平成27年4月20日)
「環境白書 令和5年版」(青森県、令和5年) より作成

表 3.2-27 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

区域の区分	基準値	作業時間	1日当たりの 作業時間	作業期間	作業日
1号区域	75 デシベル	午後7時から翌日の午前7 時の時間内でないこと	10時間を 超えないこと	連続6日を 超えないこと	日曜日その他の 休日でないこと
2号区域		午後10時から翌日の午前6 時の時間内でないこと	14時間を 超えないこと		

注：1号区域：振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は市長が指定した区域

イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。

ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。

ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。

ニ 学校、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。

2号区域：振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、1号地域以外の区域

「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号、最終改正：令和3年3月25日)
「環境白書 令和5年版」(青森県、令和5年) より作成

表 3.2-28 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼 間 (8:00～19:00)	夜 間 (19:00～8:00)
第 1 種区域		65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域		70 デシベル	65 デシベル

注：第 1 種区域及び第 2 種区域と、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域及び住民の用に共されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域：住居の用に合わせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

〔「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日)
 「環境白書 令和 5 年版」(青森県、令和 5 年)より作成〕

④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目）が定められており、その基準は表 3.2-29 のとおりである。

なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

表 3.2-29(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海 域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg F/L 海 域 15 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	
1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

注：(※) アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 5 年 9 月 29 日）より作成〕

表 3.2-29(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項 目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海 域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質量 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>

〔排水基準を定める省令〕（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 5 年 9 月 29 日）より作成]

⑤ 悪臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号、最終改正：令和4年6月17日）第3条及び第4条に基づき都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・ 第1号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- ・ 第2号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- ・ 第3号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

規制基準については敷地境界、気体排出口及び排出水が設定されており、その規制基準は、表3.2-30のとおりである。三戸町、田子町及び十和田市は悪臭規制地域の指定があるが、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

表 3.2-30(1) 悪臭に係る規制基準
(敷地境界線の地表における許容限度)

(単位：ppm)

特定悪臭物質の種類	濃度（大気中における含有率）
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

「悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定」
(昭和48年青森県告示第121号)
「環境白書 令和5年版」(青森県、令和5年) より作成

表 3. 2-30(2) 悪臭に係る規制基準
(煙突その他の気体排出口における許容限度)

特定悪臭物質（アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン及びキシレンに限る。）の物質ごとに次の式により算出された量とする。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、q、He 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。

q：流量（単位：Nm³/h）

He：補正された排出口の高さ（単位：m）

Cm：事業場の敷地の境界線での地表における規制基準として定められた値（単位：ppm）

備考

1. 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$He=H_o+0.65(H_m+H_t)$$

$$H_m=\frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1+\frac{2.58}{V}}$$

$$H_t=2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1\right)$$

$$J=\frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460-296 \times \frac{V}{T-288}\right) + 1$$

これらの式において、He、H_o、Q、V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

He：補正された排出口の高さ（単位：m）

H_o：排出口の実高さ（単位：m）

Q：温度 15℃における排出ガスの流量（単位：m³/s）

V：排出ガスの排出速度（単位：m/s）

T：排出ガスの温度（単位：K）

2. この式による規制基準は、補正された排出口の高さが 5m 未満の事業場については適用しない。

〔「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）
「環境白書 令和 5 年版」（青森県、令和 5 年）より作成〕

表 3. 2-30(3) 悪臭に係る規制基準
(排水・敷地外における許容限度)

(単位：mg/L)

特定悪臭物質の種類	排水量	濃度
メチルメルカプタン	0.001m ³ /s 以下の場合	0.03
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.007
	0.1m ³ /s を超える場合	0.002
硫化水素	0.001m ³ /s 以下の場合	0.1
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.02
	0.1m ³ /s を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.3
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.07
	0.1m ³ /s を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.6
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.1
	0.1m ³ /s を超える場合	0.03

〔「環境白書 令和 5 年版」（青森県、令和 5 年）より作成〕

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく土壌汚染状況調査の結果、特定有害物質による土壌の汚染状態が指定基準に適合しないことが確認された場合は、都道府県知事により要措置区域又は形質変更時要届出区域が指定されるが、その基準は表 3.2-31 のとおりである。

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域（令和 5 年 11 月 30 日現在）」（環境省 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）によると、対象事業実施区域及びその周囲において、「土壌汚染対策法」に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、「令和 3 年度農用地土壌汚染防止法の施行状況」（環境省、令和 4 年）によると、令和 3 年度末現在、青森県内には「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

表 3.2-31(1) 区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 4 年 12 月 16 日）より作成〕

表 3.2-31(2) 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 4 年 12 月 16 日）より作成〕

⑦ 地盤沈下

青森県においては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく地下水採取の規制地域の指定はない。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動等に伴って相当程度多く温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣への温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

(3) その他の環境保全計画等

① 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

青森県の環境行政の基本的方向については、「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」(平成8年青森県条例第43号)において定められている。

同条例は、平成8年3月に策定された、長期展望に立った青森県の望ましい環境像、環境保全施策に係る基本的方向、各主体の役割等の骨格を定める「青森県環境基本構想」の趣旨を踏まえ、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康が文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定されたものである。

同条例では、新たな環境施策を推進するために表3.2-32のとおり4つの基本理念を定めている。

表 3.2-32 4つの基本理念

	基本理念
1	健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承
2	人と自然との調和の確保
3	持続的発展が可能な社会の構築
4	地球環境の保全の推進

〔「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」
(平成8年青森県条例第43号) より作成〕

② 青森県環境計画

「青森県環境計画」は、「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」第10条に基づき、青森県における環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として平成10年5月に策定された。地球温暖化対策の強化や循環型社会の構築が強く求められる中で、平成19年から平成28年の間に第2次から第5次計画が策定されている。

令和2年3月に策定された「第6次青森県環境計画」では、おおむね10年後の2030年までに青森県が目指す基本目標を「自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」とした上で、令和2年度から令和5年度までの4年間の計画期間において取り組むべき施策を明らかにし、総合的かつ計画的に推進することとしている。政策・施策の体系は表3.2-33のとおりである。

表 3.2-33 第 6 次青森県環境計画における政策・施策の体系

2030 年のめざす姿	政策・施策
1. 自然と共生する暮らし	政策 1 自然と共生する「暮らし」や「生業」を育む環境づくり
	施策 1 健全な水循環の確保・水環境の保全
	施策 2 優れた自然環境の保全とふれあいの推進
	施策 3 森林の保全と活用
	施策 4 里地里山や農地の保全と環境公共の推進
	施策 5 野生動植物の保護・管理
	施策 6 世界自然遺産白神山地の保全と活用
	施策 7 温泉の保全
	政策 2 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造
	施策 1 身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造
施策 2 良好な景観の保全と創造	
施策 3 歴史的・文化的遺産の保護と活用	
2. 持続可能な低炭素・循環型社会	政策 3 県民みんながチャレンジする循環型社会づくり
	施策 1 「もったいない」意識のもと県民一丸となった 3 R の推進
	施策 2 資源循環対策の推進
	施策 3 廃棄物の適正処理の推進
	政策 4 県民みんながチャレンジする低炭素社会づくり
	施策 1 暮らしと地球環境を守る省エネルギー等の推進
	施策 2 地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用促進
	政策 5 安心・安全な生活環境の保全
	施策 1 大気環境の保全
	施策 2 静けさのある環境の保全
	施策 3 地盤・土壌環境の保全
	施策 4 化学物質対策の推進
	施策 5 オゾン層保護・酸性雨対策の推進
	施策 6 環境放射線対策の推進
	施策 7 環境影響評価の推進
施策 8 公害苦情・紛争処理の推進	
3. 環境にやさしい青森県民	政策 6 あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくりと仕組みづくり
	施策 1 子どもから大人まであおもりの環境を次世代へつなぐ人づくり
	施策 2 家庭や事業所における環境配慮行動を促す取組と仕組みづくり
	施策 3 環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり

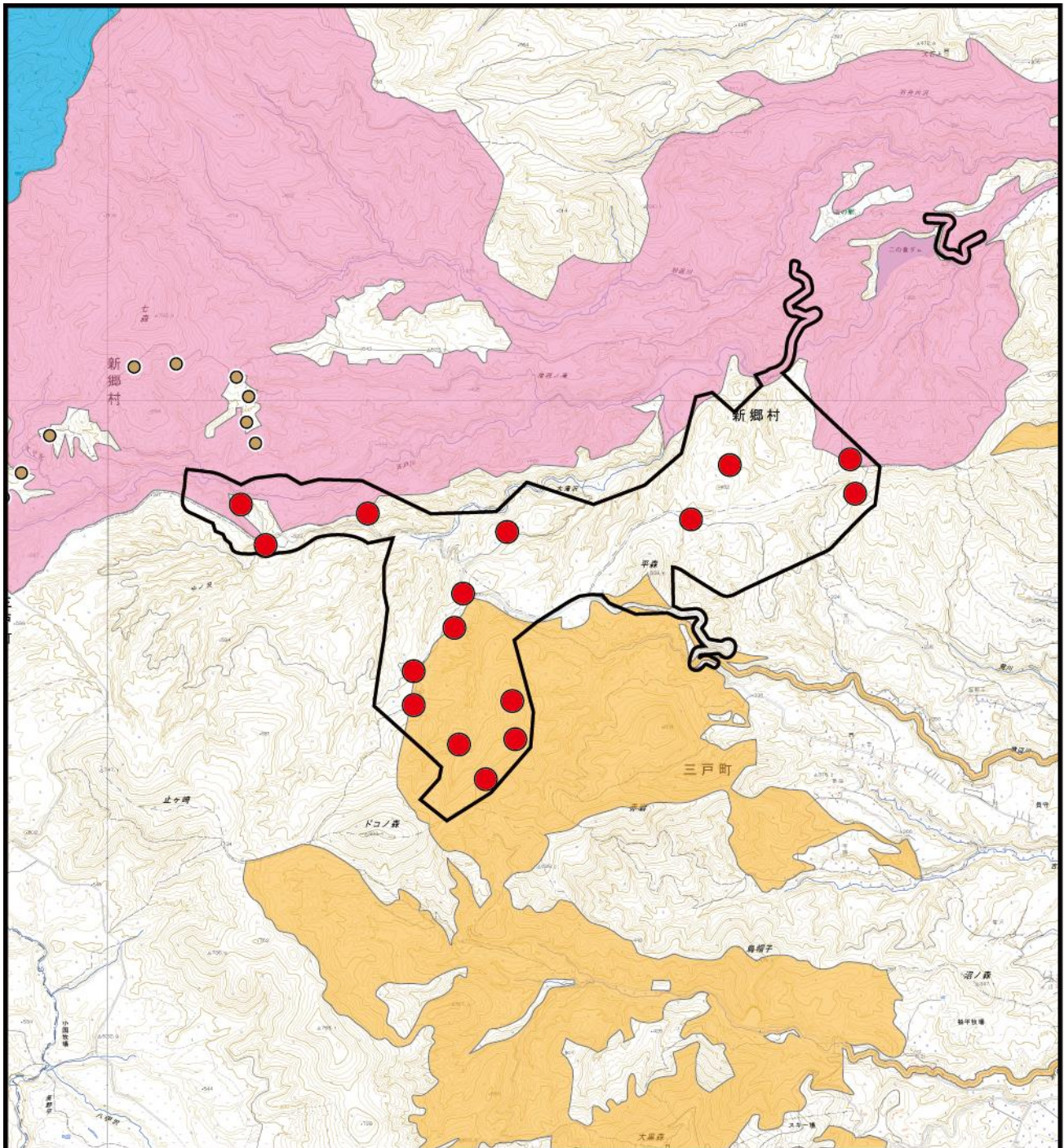
〔第 6 次青森県環境計画〕（青森県、令和 2 年）より作成

③ 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例




青森県では、「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」(平成 13 年青森県条例第 71 号)が制定されている。この条例は、自然豊かな森と川(湖沼を含む。)と海の調和を保ち、水とふれあいながら生活を営み、地域文化を育んできている一方で、森と川と海という自然を大切にしようとする気運が高まっていることを踏まえ、県民の豊かで潤いのある生活の礎となっている森と川と海を県、県民、事業者が一体となって保全し、創造しようとするものである。本条例に基づき 10 流域において保全計画が策定されており、自然環境が優れた状態を維持している森林、河川、海岸のうち、地域文化の状況などから特に重要な区域が「保全地域」として指定されている。

対象事業実施区域及びその周囲における保全地域は図 3.2-12 のとおりであり、「五戸川流域ふるさとの森と川と海保全地域」、「奥入瀬川流域ふるさとの森と川と海保全地域」及び「馬淵川流域ふるさとの森と川と海保全地域」の指定区域がある。

保全地域では、土石(砂を含む。)の採取、工作物の新築・増築等、土地の掘削その他土地の形状を変更する行為、及び立木の伐採等の特定行為を行う場合、着手する 50 日前までに届出が必要となる。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  風力発電機 (他事業者の既設)

ふるさとの森と川と海保全地域

-  奥入瀬川流域
-  五戸川流域
-  馬淵川流域

1:50,000



〔青森県県土整備部へのヒアリング（実施：令和3年8月）より作成〕

図 3.2-12 ふるさとの森と川と海保全地域の状況

④ 三戸町総合振興計画

三戸町では、将来にわたって持続可能な町政の運営を進めるため、まちづくりを総合的かつ計画的に進めることを目的として、「第5次三戸町総合振興計画」（三戸町、令和2年）を策定している。

計画期間は令和2年度から令和11年度までの10年間とし、将来像を「みんなが集う みんなで創る みんなを笑顔に 美しいふるさと さんのへ」としている。

計画は、まちづくりを推進していくための「基本構想」と、基本構想の実現に向けた主要施策を示した「基本計画」及び、基本計画に基づいて具体的な施策を展開していく「実施計画」で構成しており、計画の施策の体系は、表3.2-34のとおりである。

表 3.2-34 第5次三戸町総合振興計画の施策の体系

将来像	基本目標	施策
みんなが集う みんなで創る みんなを笑顔に 美しいふるさと さんのへ	安全で快適な生活基盤を備えたまち (生活・環境)	1. 土地利用の推進と景観の保全
		2. 道路環境と交通体系の整備
		3. 住宅の整備
		4. 上下水道の整備
		5. 公園の整備
		6. 防災・消防体制の充実
		7. 交通安全・地域安全対策の充実
		8. 環境衛生対策と自然環境保全の推進
	農商工・活力あふれるまち (産業)	1. 農林水産業の振興
		2. 商工業の振興
		3. 観光の振興
		4. 「11びきのねこのまちづくり」の推進
	支え合い、安心して暮らせる「健幸」のまち (保健・医療・福祉)	1. 高齢者支援の充実
		2. 地域福祉の充実
		3. 障がい者福祉の充実
		4. 子育て環境の充実
		5. 健康づくりの推進
		6. 地域医療の充実
	歴史を知り、文化を紡ぎ、生きる力を育むまち (教育・文化)	1. 学校教育の推進
		2. 社会教育の推進
3. 文化・芸術の振興		
4. 国際性豊かな人づくり		
計画の推進に向けて	1. 町民が主役のまちづくりの推進	
	2. 女性の活躍推進に向けた男女共同参画社会の形成	
	3. 近隣市町村との連携深化による三戸地域の共生	
	4. 行財政の効率的運営	

〔「第5次三戸町総合振興計画」（三戸町、令和2年）より作成〕

⑤ 田子町総合計画

田子町では、地方自治法第二条第四項の規定に基づき、まちづくりの総合的な計画として、最も上位に位置づけられ、総合的、計画的な町政運営を進めていく上での基本的な指針となる、「第6次田子町総合計画」（田子町、平成28年）を策定している。

計画期間は平成28（2016）年度から平成37（2025）年度までの10年間とし、将来像を「ひとが輝き まちが輝く 活力と笑顔あふれるまち」としている。

計画の基本目標及び基本施策は、表3.2-35のとおりである。

表3.2-35 第6次田子町総合計画の基本目標及び基本施策

将来像	基本目標	基本施策
ひとが輝き まちが輝く 活力と笑顔あふれるまち	1. 共に学び夢と絆を育むまちへ	1. 自ら学び、考え、行動する力を育てます
		2. みんなで楽しめるスポーツと芸術文化の輪を広げます
		3. 世界にはばたくまちにします
		4. 笑顔あふれる仲間と学びの場をつくります
	2. 助け合い、支え合う。一生涯幸せなまちへ	1. 安心と喜びを感じる子育て家庭をつくります
		2. 人生を楽しむために健康になります
		3. 共に生きがいを持って暮らします
	3. 魅力ある「田子育ち」の産業を目指すまちへ	1. 競争力のある農業を目指します
		2. 自然環境を活かす森林をつくります
		3. 持続可能な畜産業を育てます
		4. 新たなにぎわいを生み出します
		5. 愛される観光地づくりを目指します
	4. 人と自然にやさしくみんなが住み続けたいまちへ	1. きれいなまちにします
		2. 住みよい快適なまちにします
		3. 安心して暮らせるまちにします
	5. 希望にあふれる協働のまちへ	1. 開かれた行政運営を目指します
		2. 未来を見据えた財政運営を目指します
		3. 新たなコミュニティをつくります
		4. 思いやりの気持ちを育みます
		5. ニーズに合わせた情報のやりとりを進めます

〔第6次田子町総合計画〕（田子町、平成28年）より作成

⑥ 十和田市総合計画

十和田市では、将来にわたって持続的な発展を達成できるよう、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるための施策や定住促進、UIJ ターン支援などによる移住促進に向けた取組を重層的に積極展開することによって、今後の人口構造の変化によるマイナスの影響を最小限に食い止めることを目指し、平成 29 年度から平成 38 年度までを計画期間とした「第 2 次十和田市総合計画」を平成 29 年に策定している。基本構想に掲げた十和田市の将来都市像「～わたしたちが創る～希望と活力あふれる十和田」の実現に向け、表 3.2-36 のとおり 8 つのまちづくりの「基本目標（政策）」について、それぞれ実現するための取組の方向性として、「施策」を定めている。

表 3.2-36 十和田市総合計画の施策の体系

基本目標	施策
【基本目標 1】 市内外からより多くの人々や消費を呼び込めるまち (産業振興)	施策 1 農林水産業の振興 施策 2 観光力の強化と充実 施策 3 商業・サービス業の振興 施策 4 産業力の強化 施策 5 雇用の安定
【基本目標 2】 地域全体で子育て・子育てをしっかりと支えるまち (子育て・教育)	施策 6 子育て支援の充実 施策 7 学校教育の充実 施策 8 家庭・地域の教育力の向上
【基本目標 3】 すべての市民が健やかに暮らせるまち (健康・福祉)	施策 9 健康づくりの推進 施策 10 地域医療の推進 施策 11 高齢者福祉の充実 施策 12 障がい者福祉の充実 施策 13 地域福祉の充実 施策 14 社会保障の充実
【基本目標 4】 だれもが楽しく学び、豊かな心と文化が息づくまち (生涯学習・文化・スポーツ)	施策 15 生涯学習の推進 施策 16 文化の振興 施策 17 生涯スポーツ環境の整備
【基本目標 5】 地域で助け合い、災害に強く犯罪のない、安全・安心なまち (安全・安心)	施策 18 消防・救急・防災体制の整備 施策 19 安全・安心な暮らしの確保 施策 20 地域コミュニティの活性化 施策 21 多様な交流の推進 施策 22 空き家の利活用対策の推進 施策 23 消費者の自立支援
【基本目標 6】 ゆとりと潤いあふれる暮らしを実感できるまち (環境)	施策 24 環境の保全 施策 25 ごみ処理の適正化
【基本目標 7】 快適な暮らしや活発な経済活動を支える都市基盤が整ったまち (都市基盤)	施策 26 市街地・集落の形成 施策 27 交通手段の確保と道路空間の創出 施策 28 上下水道の整備
【基本目標 8】 地域経済社会の持続的な発展を支える強固な経営基盤が確立したまち (自治体経営)	施策 29 市民参画の推進 施策 30 人権尊重・男女共同参画の推進 施策 31 行政運営の効率化の推進 施策 32 健全な財政運営の推進 施策 33 公共施設の適切な配置・運営の推進

〔「第 2 次十和田市総合計画」(十和田市、平成 29 年)より作成〕

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における、「自然公園法」(昭和32年法律第161号、最終改正：令和4年6月17日)及び「青森県立自然公園条例」(昭和36年青森県条例第58号)に基づく自然公園(国立公園、国定公園及び県立自然公園)は、表3.2-37及び図3.2-13のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に十和田八幡平国立公園の指定地域がある。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しい行為規制が必要な地域。

第1種特別地域：特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第2種特別地域：第1種特別地域及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域。

第3種特別地域：特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域。

普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域(バッファゾーン)。

表 3.2-37 自然公園の概要

名称 (指定年月日)	地種区分別面積 (ha)						関係市町
	総面積 (陸域のみ)	特別 保護地区	特別地域			普通地域	
			第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域		
十和田八幡平国立公園 (昭和11年2月1日)	85,534	13,288	17,724	23,855	26,586	4,081	青森県：青森市、 黒石市、十和田市、 平川市 岩手県：八幡平市、 滝沢市、零石町 秋田県：鹿角市、 仙北市、小坂町

「環境白書 令和5年版」(青森県、令和5年)

「十和田八幡平国立公園概要・計画書」(環境省HP、閲覧：令和5年12月)より作成

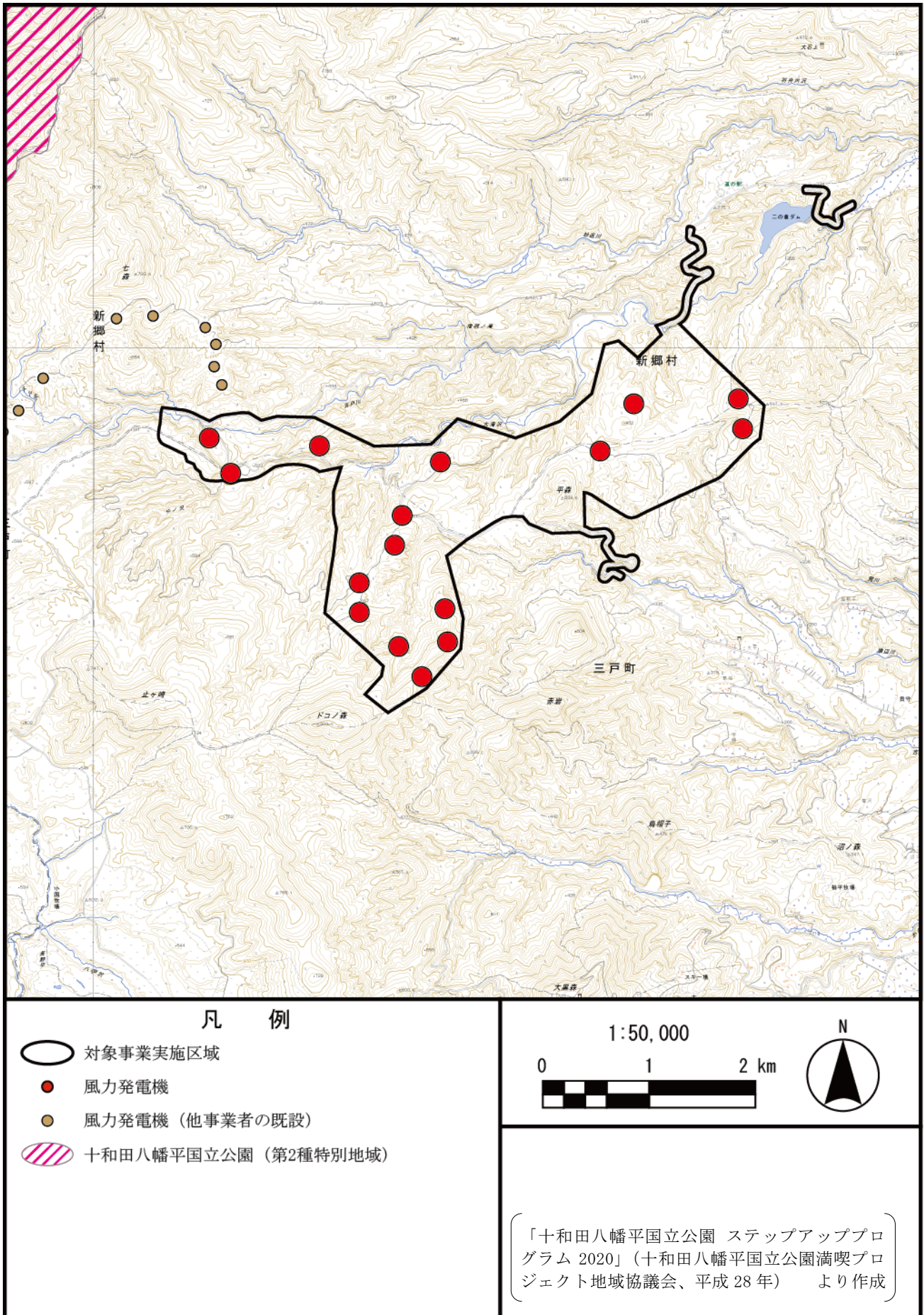
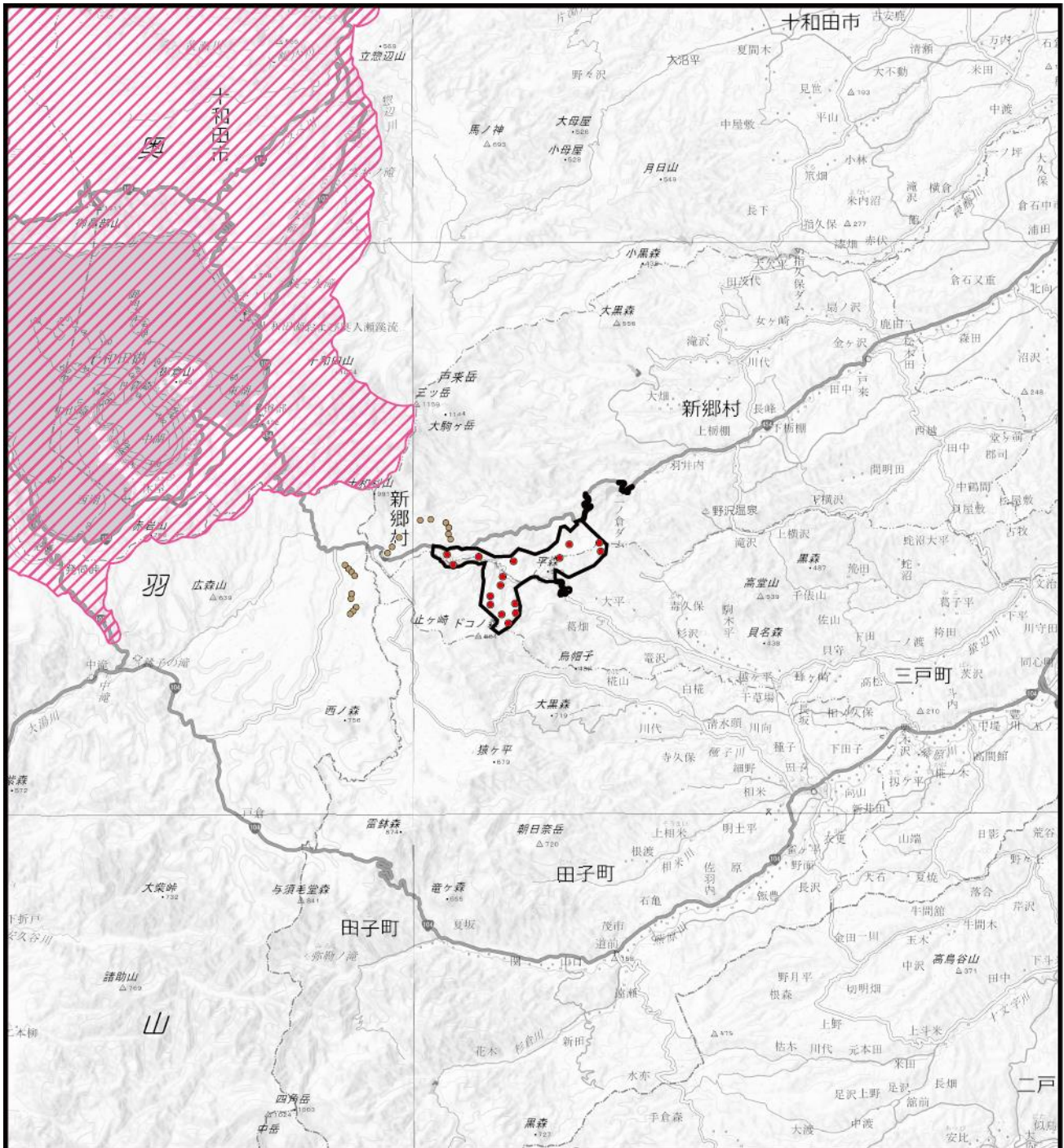






図 3.2-13(1) 自然公園の状況



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  風力発電機 (他事業者の既設)
-  十和田八幡平国立公園

1:200,000



「十和田八幡平国立公園 ステップアッププログラム 2020」(十和田八幡平国立公園満喫プロジェクト地域協議会、平成 28 年) より作成

図 3.2-13(2) 自然公園の状況 (広域)

② 自然環境保全法及び青森県自然環境保全条例に基づく保全地域

対象事業実施区域及びその周囲における「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「青森県自然環境保全条例」（昭和 48 年青森県条例第 31 号）に基づく自然環境保全地域は、表 3.2-38 及び図 3.2-14 のとおりであり、戸来岳県自然環境保全地域が指定されている。

表 3.2-38 県自然環境保全地域の指定状況

名称	面積	所在地	指定年月日	概要
戸来岳県自然環境保全地域	194.99ha	新郷村	昭和 54 年 3 月 20 日	自生するイチイの矮生林は学術的に貴重で、その群落規模は、コメツツジとともに青森県では希少

〔環境白書 令和 5 年版〕（青森県、令和 5 年）より作成

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 5 年 6 月 16 日）に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく鳥獣保護区は、表 3.2-39 及び図 3.2-15 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に鳥獣保護区がある。

表 3.2-39 鳥獣保護区の指定状況

名称	種別	面積 (ha)		期限	備考
		鳥獣保護区	うち特別保護地区		
十和田鳥獣保護区	大規模生息地	37,674	19,366	令和 9 年 10 月 31 日	国指定

〔青森県鳥獣保護区等位置図（令和 5 年度）（2023）〕（青森県、令和 5 年）
 〔鳥獣保護区の指定状況〕（環境省 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）より作成

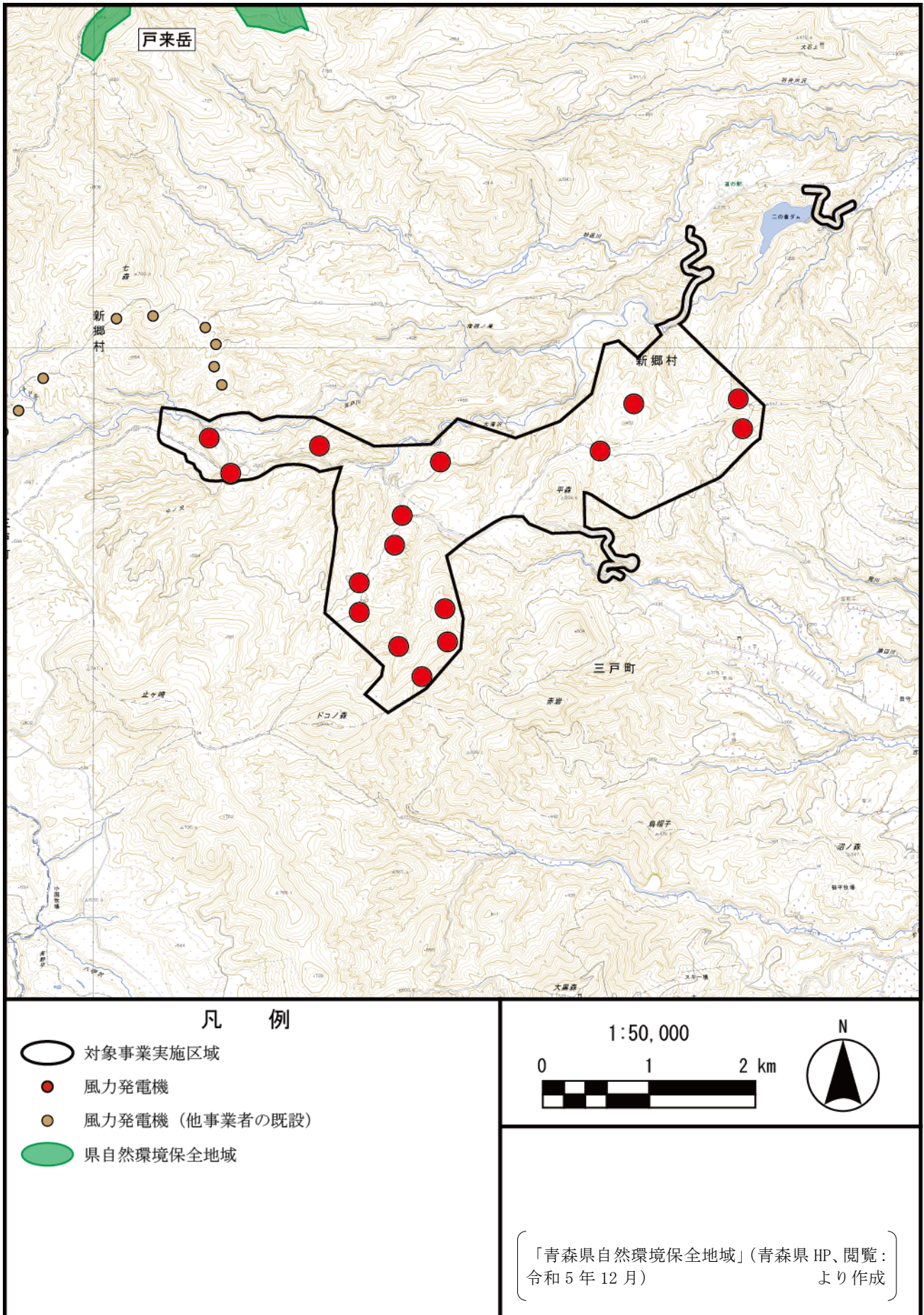
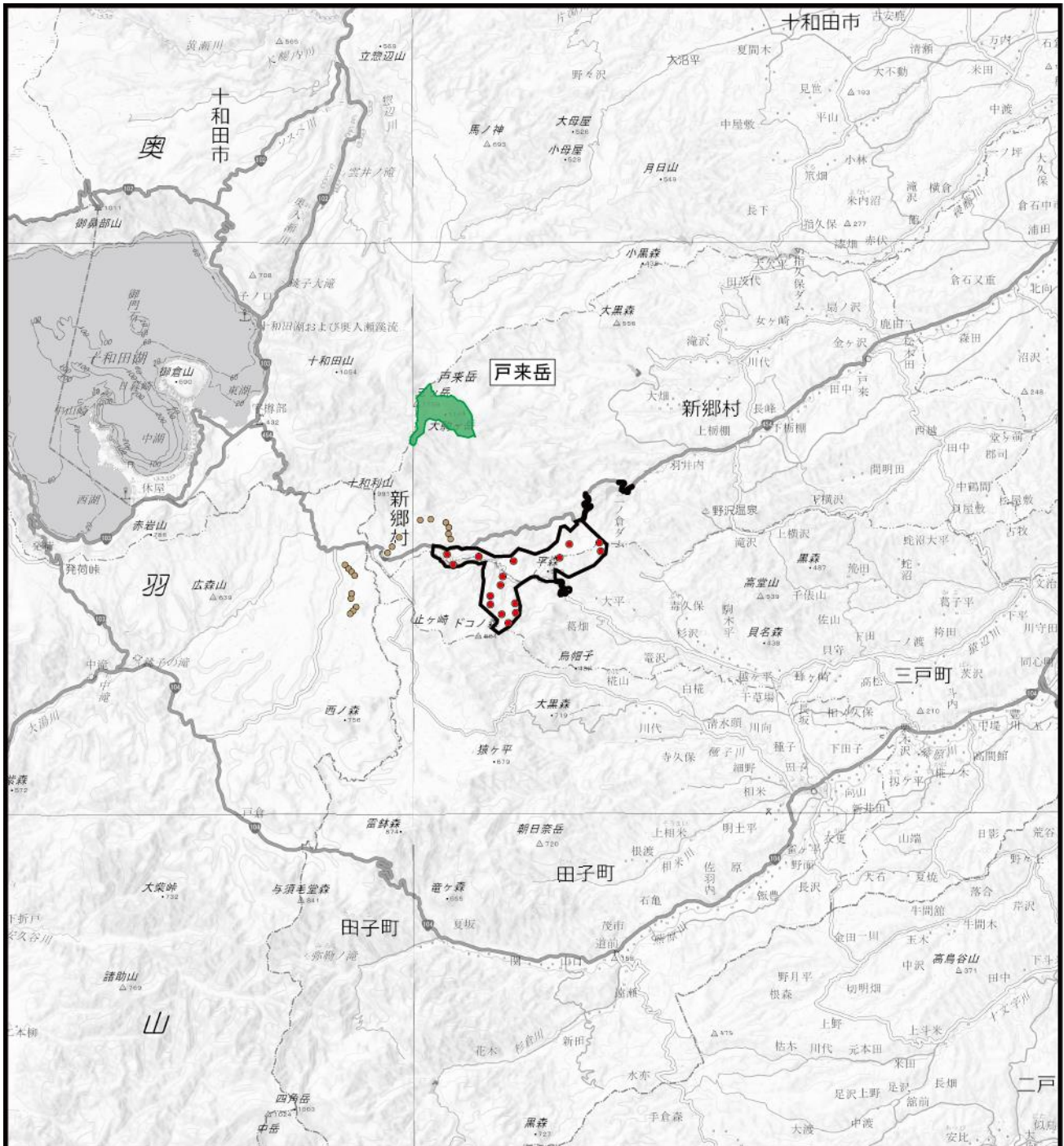






図 3.2-14(1) 県自然環境保全地域の指定状況



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  風力発電機 (他事業者の既設)
-  県自然環境保全地域

1:200,000



「青森県自然環境保全地域」(青森県 HP、閲覧:
令和 5 年 12 月) より作成

図 3.2-14(2) 県自然環境保全地域の指定状況 (広域)

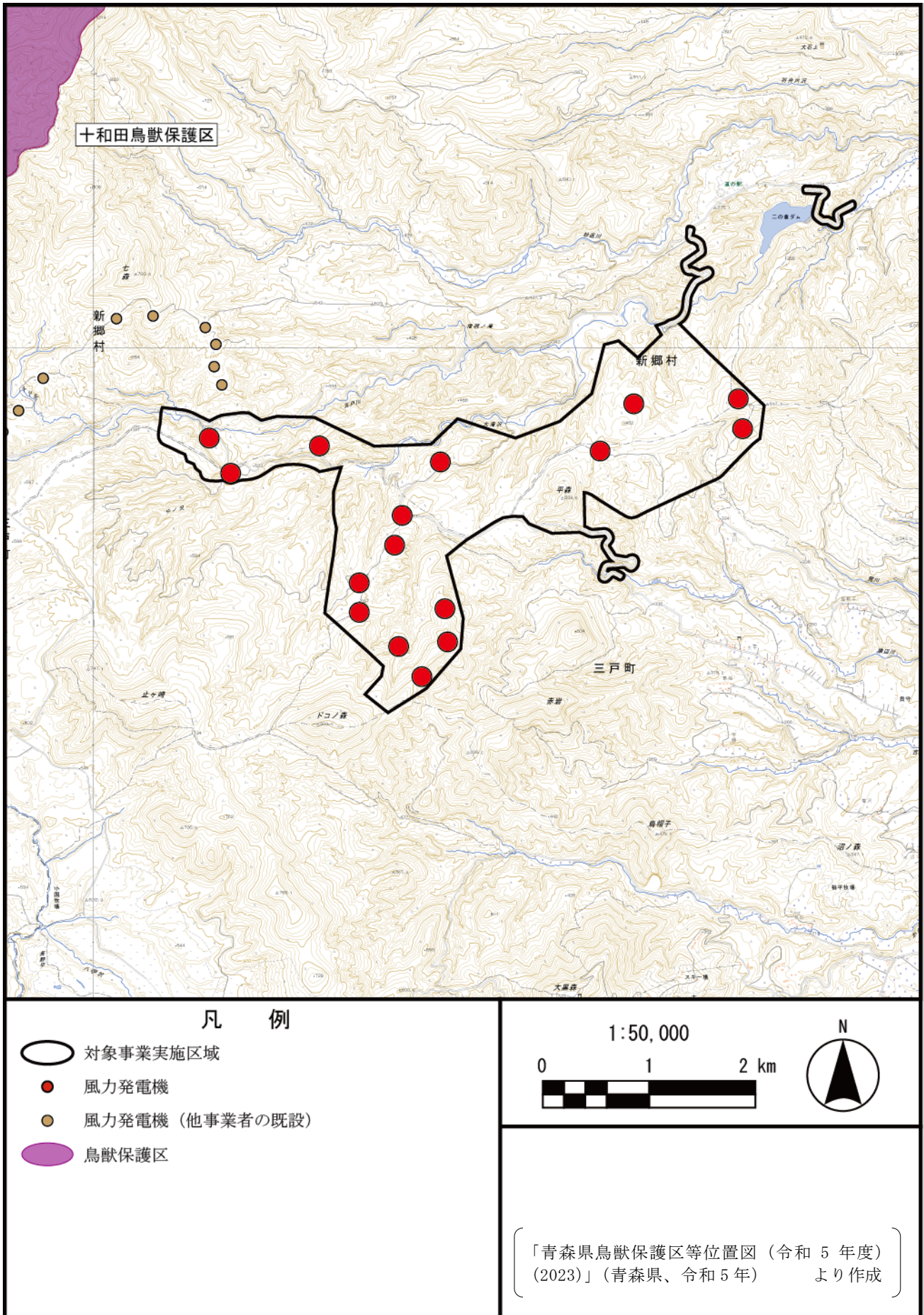


図 3.2-15(1) 鳥獣保護区の指定状況

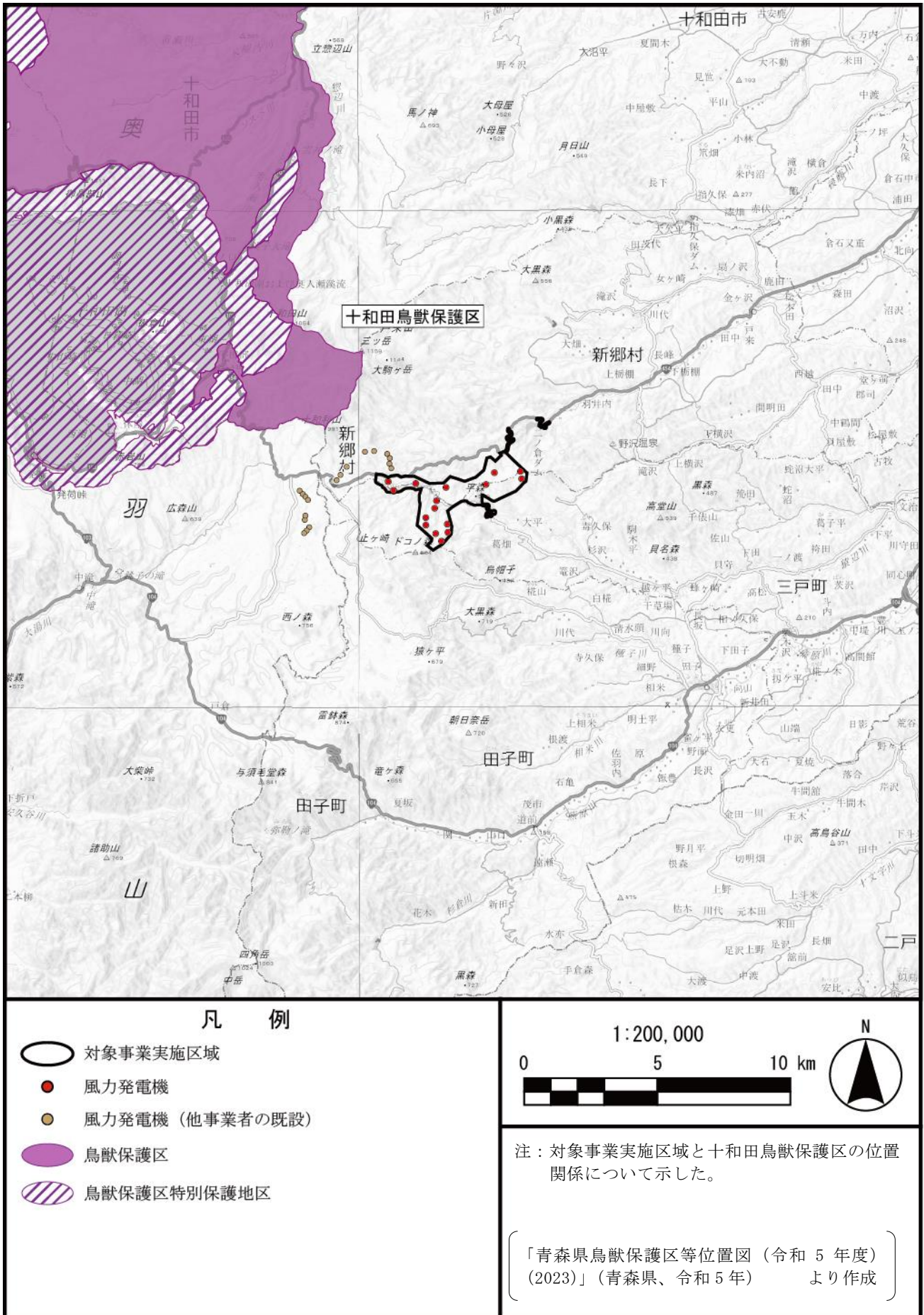


図 3.2-15(2) 鳥獣保護区の指定状況（広域）

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号、最終改正：令和4年6月17日)に基づく生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和55年条約第28号、最終改正：平成6年4月29日)に基づくラムサール条約湿地はない。

⑧ 緑の回廊

対象事業実施区域及びその周囲における緑の回路の設定状況は、図 3.2-16 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に「奥羽山脈緑の回廊」が設定されている。

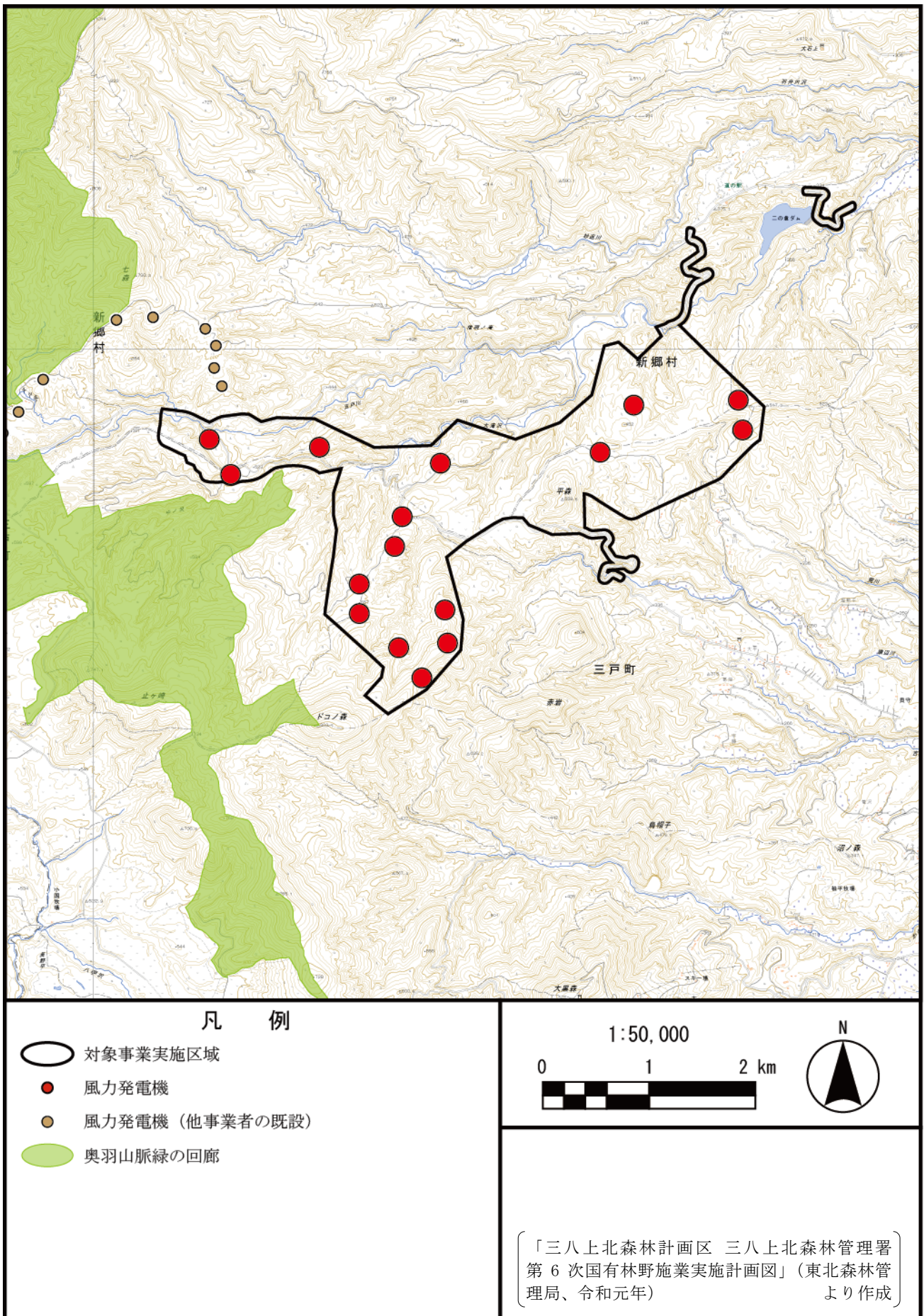
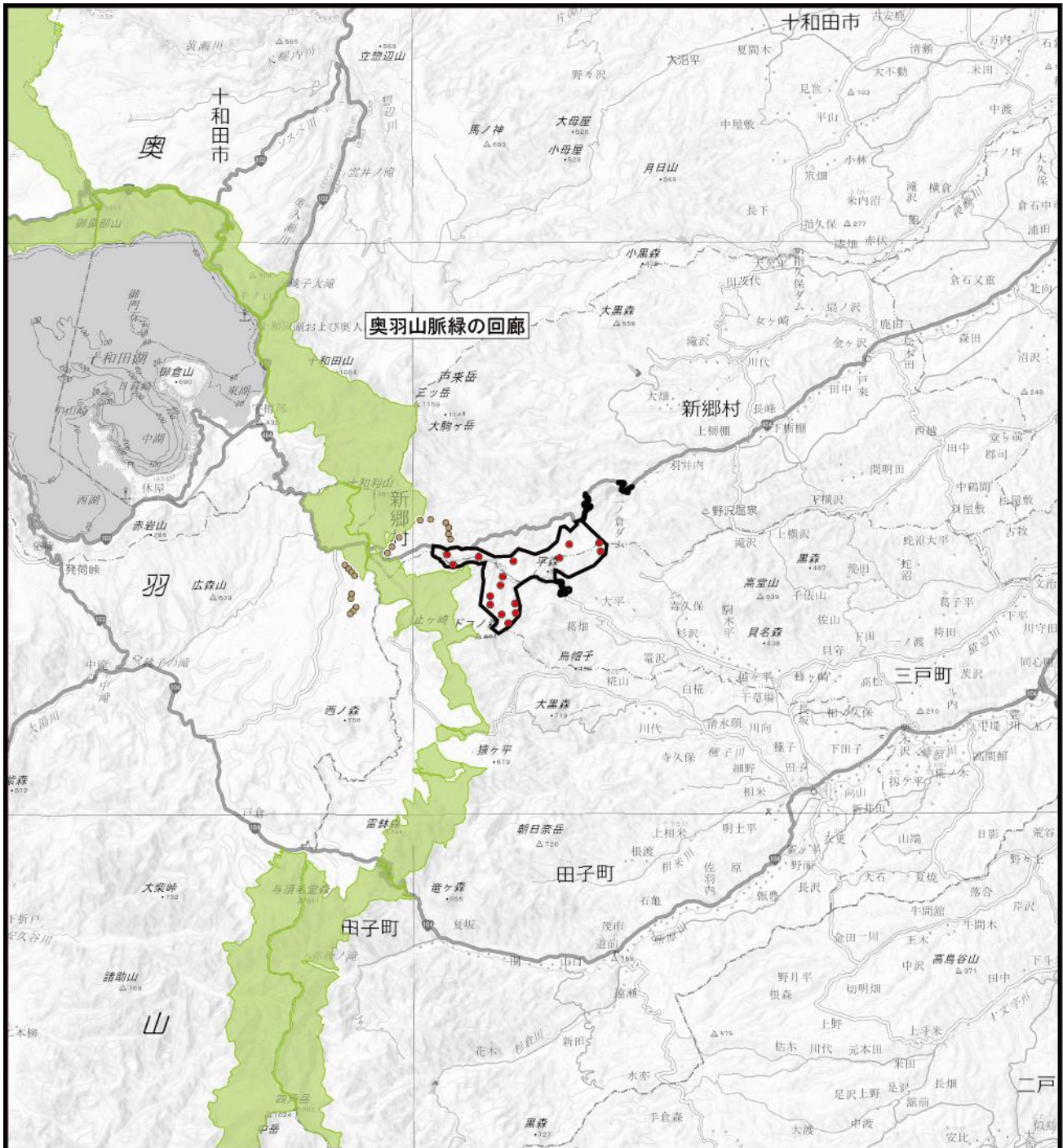






図 3.2-16(1) 緑の回廊の設定状況



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  風力発電機 (他事業者の既設)
-  緑の回廊

1:200,000



注：対象事業実施区域と奥羽山脈緑の回廊の位置関係について示した。

「三八上北森林計画区 三八上北森林管理署 第6次国有林野施業実施計画図」(東北森林管理局、令和元年) より作成

図 3.2-16(2) 緑の回廊の設定状況 (広域)

(2)文化財

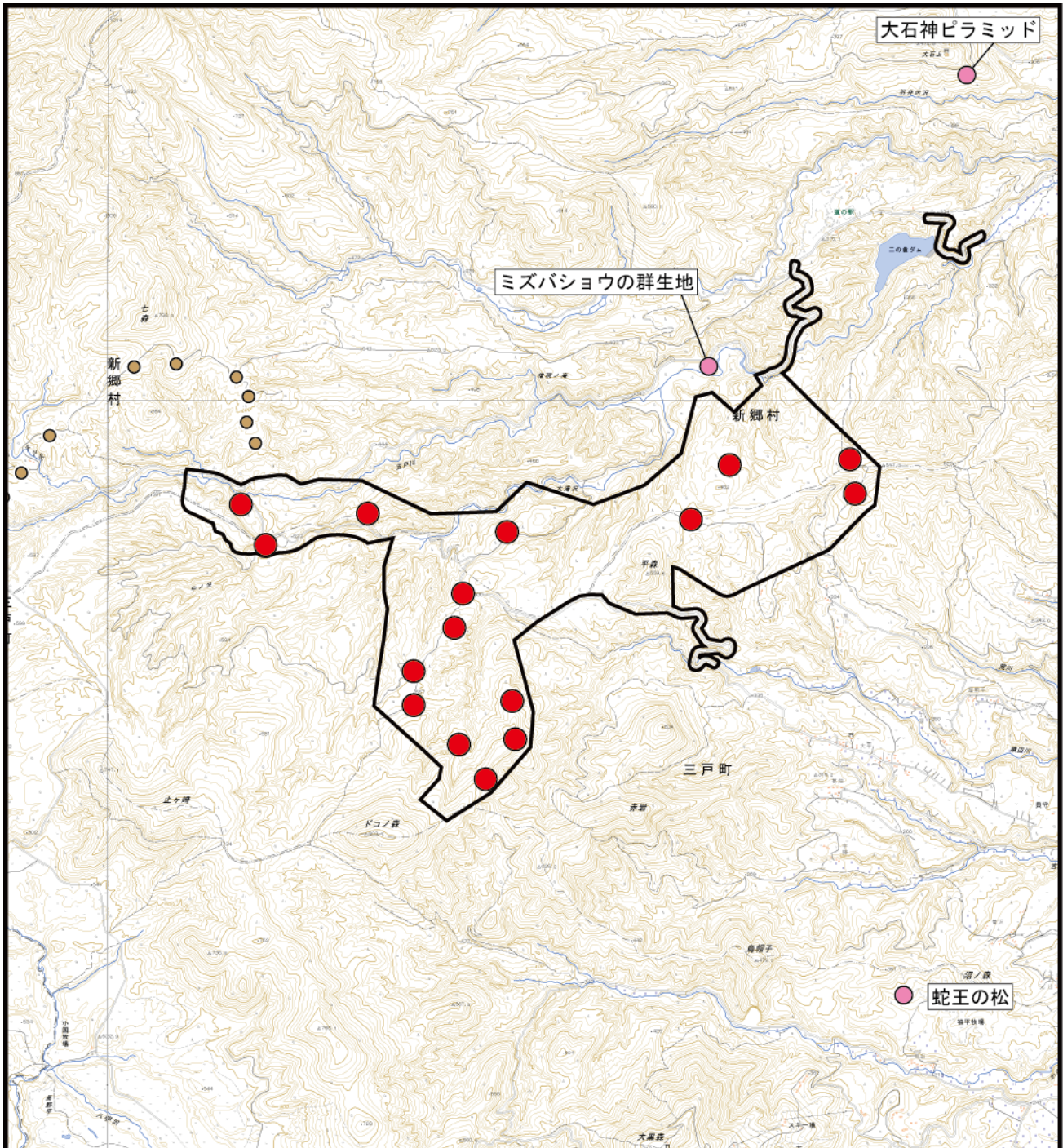
① 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)等に基づく史跡・名勝・天然記念物の状況は、表 3.2-40 及び図 3.2-17 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲にミズバショウの群生地がある。





表 3.2-40 名勝・天然記念物の状況

指定者	種別	名称	所在地
国	特別天然記念物	カモシカ	青森県下一円 (地域を定めず指定したもの)
国	天然記念物	声良鶏	青森県下一円 (地域を定めず指定したもの)
		軍鶏	
		クマゲラ	
		イヌワシ	
		オジロワシ	
		オオワシ	
		コクガン	
		ヒシクイ	
		マガン	
		ヤマネ	
新郷村	名勝	大石神ピラミッド	新郷村大字戸来字雨池 11-41
		ミズバショウの群生地	新郷村
田子町	天然記念物	蛇王の松	田子町大字田子字沼の平 5-1 (蛇王神社)

「国・県指定文化財一覧」(青森県 HP、閲覧：令和 5 年 12 月)
 新郷村役場へのヒアリング (実施：令和 3 年 7 月)
 田子町役場へのヒアリング (実施：令和 3 年 8 月) より作成



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  風力発電機 (他事業者の既設)
-  名勝・天然記念物

1:50,000



〔新郷村役場へのヒアリング (実施: 令和 3 年 7 月)
 田子町役場へのヒアリング (実施: 令和 3 年 8 月)
 より作成〕

図 3.2-17 名勝・天然記念物の状況

② 周知の埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 3.2-41 及び図 3.2-18 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に埋蔵文化財包蔵地の存在が確認されている。

表 3.2-41 周知の埋蔵文化財包蔵地

遺跡名	所在地	時代	種別
北大平遺跡	三戸町大字貝守字北大平	縄文(晩)	散布地

〔「青森県遺跡地図（令和 5 年 12 月 8 日現在）」（青森県 HP、閲覧：令和 5 年 12 月）より作成〕

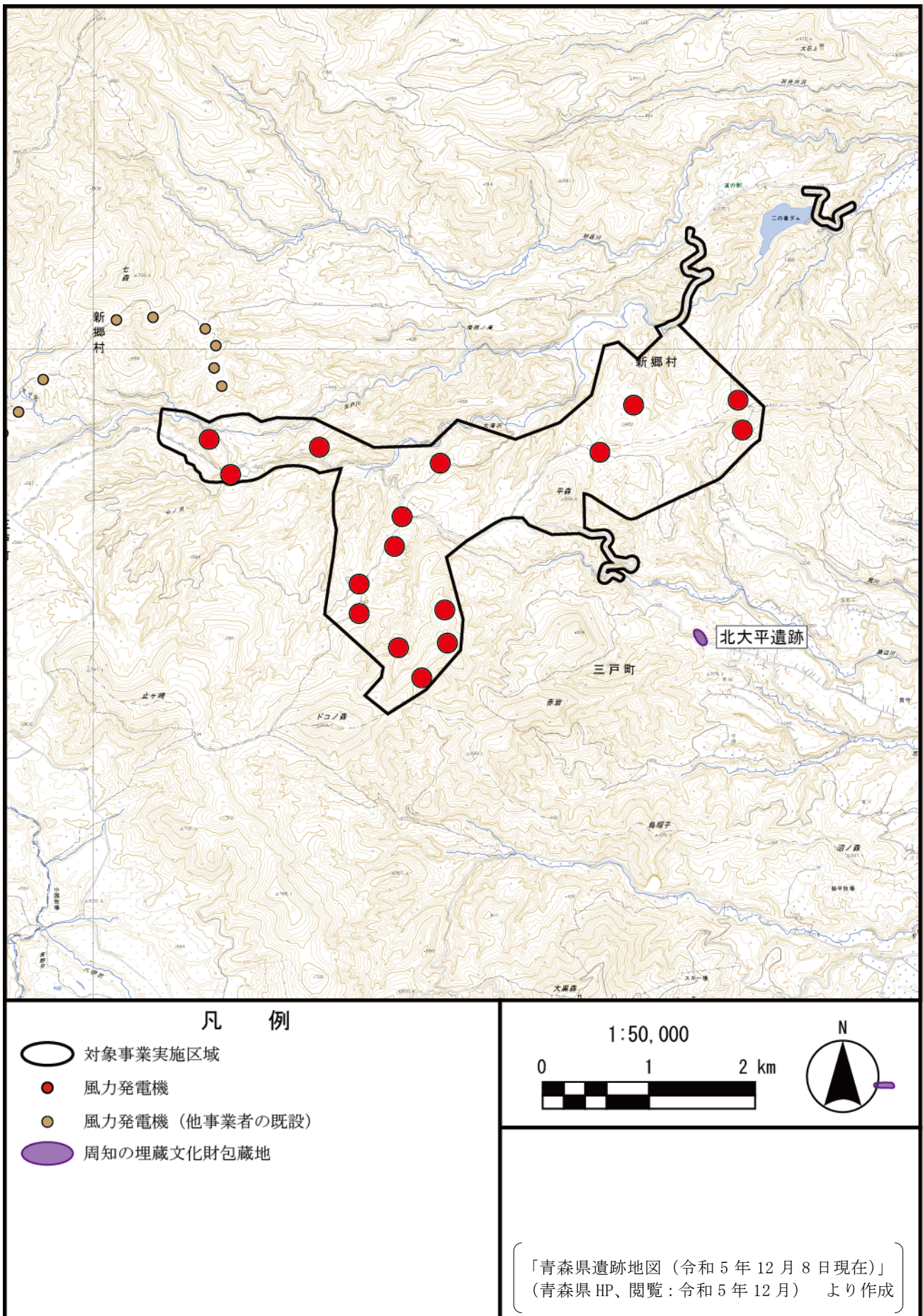


図 3.2-18 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

(3) 景観保全関係

① 景観法に基づく景観計画区域

「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：令和 5 年 6 月 16 日）第 8 条の規定に基づき、青森県では「青森県景観条例」（平成 8 年青森県条例第 2 号）を制定し、景観行政団体である市町村の区域を除く青森県全域を景観計画区域に指定しており、対象事業実施区域及びその周囲は景観計画区域に該当する。

景観計画区域では、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として、それぞれ届出対象行為や景観形成の基準が定められており、工作物（高さ 5～20m を超えるもの）の新築又は増改築といった大規模行為には、行為着手の 50 日前までの届出を義務付けている。

② 都市計画法に基づく風致地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 11 月 18 日）により指定された風致地区はない。

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林

対象事業実施区域及びその周囲における「森林法」(昭和26年法律第249号、最終改正：令和5年6月16日)に基づく保安林の指定状況は、図3.2-19のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に保安林がある。

② 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」(明治30年法律第29号、最終改正：令和4年6月17日)に基づく砂防指定地は、図3.2-20のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に砂防指定地がある。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号、最終改正：令和5年5月26日)に基づく急傾斜地崩壊危険区域はない。

④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲における「地すべり等防止法」(昭和33年法律第30号、最終改正：令和5年5月26日)に基づく地すべり防止区域は、図3.2-20のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に地すべり防止区域がある。

⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号、最終改正：令和4年6月17日)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、図3.2-21のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある。

⑥ 河川法に基づく河川区域

対象事業実施区域及びその周囲における「河川法」(昭和39年法律第167号、最終改正：令和5年5月26日)河川区域は、図3.2-22のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に河川区域がある。

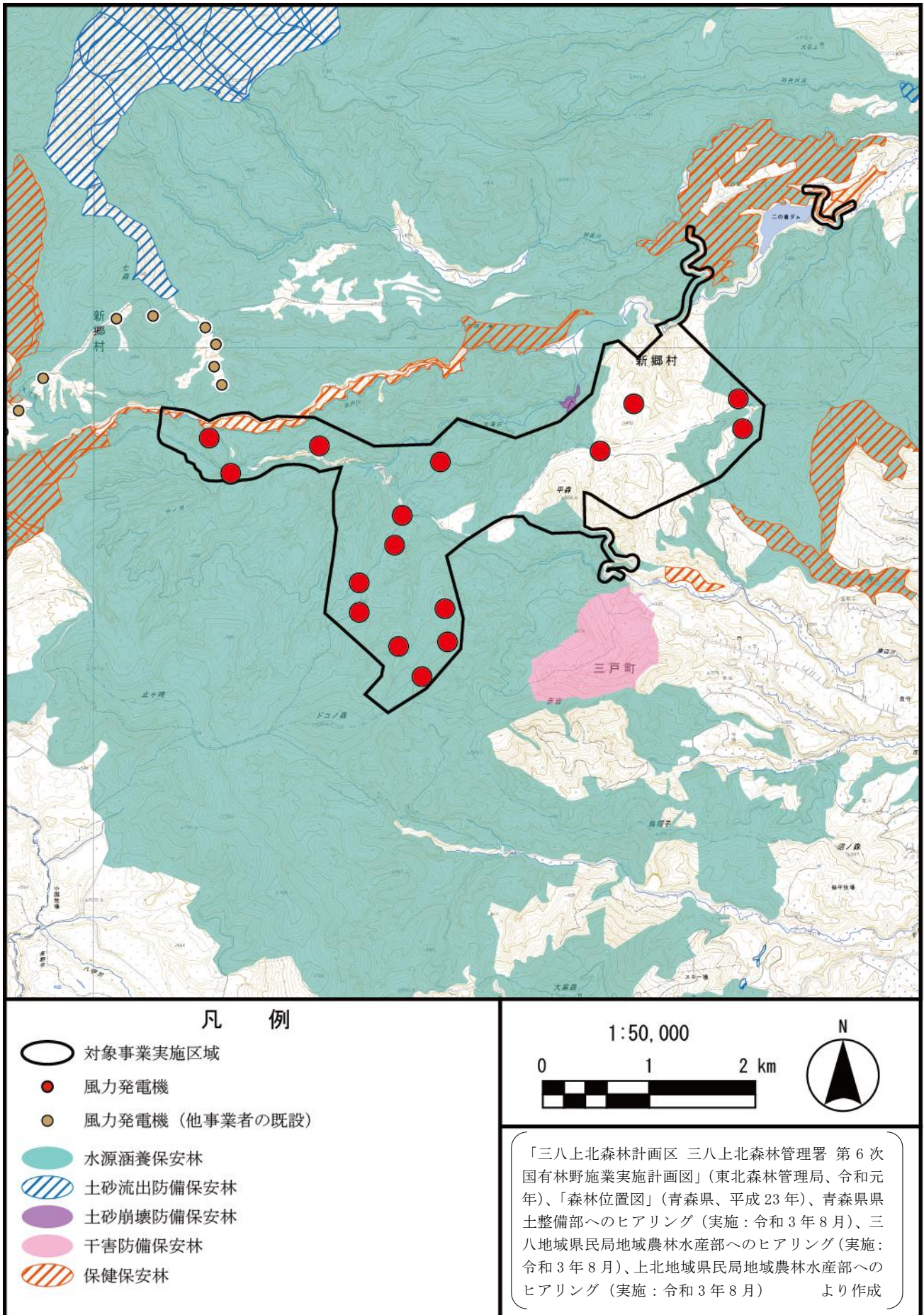


図 3.2-19 保安林の指定状況

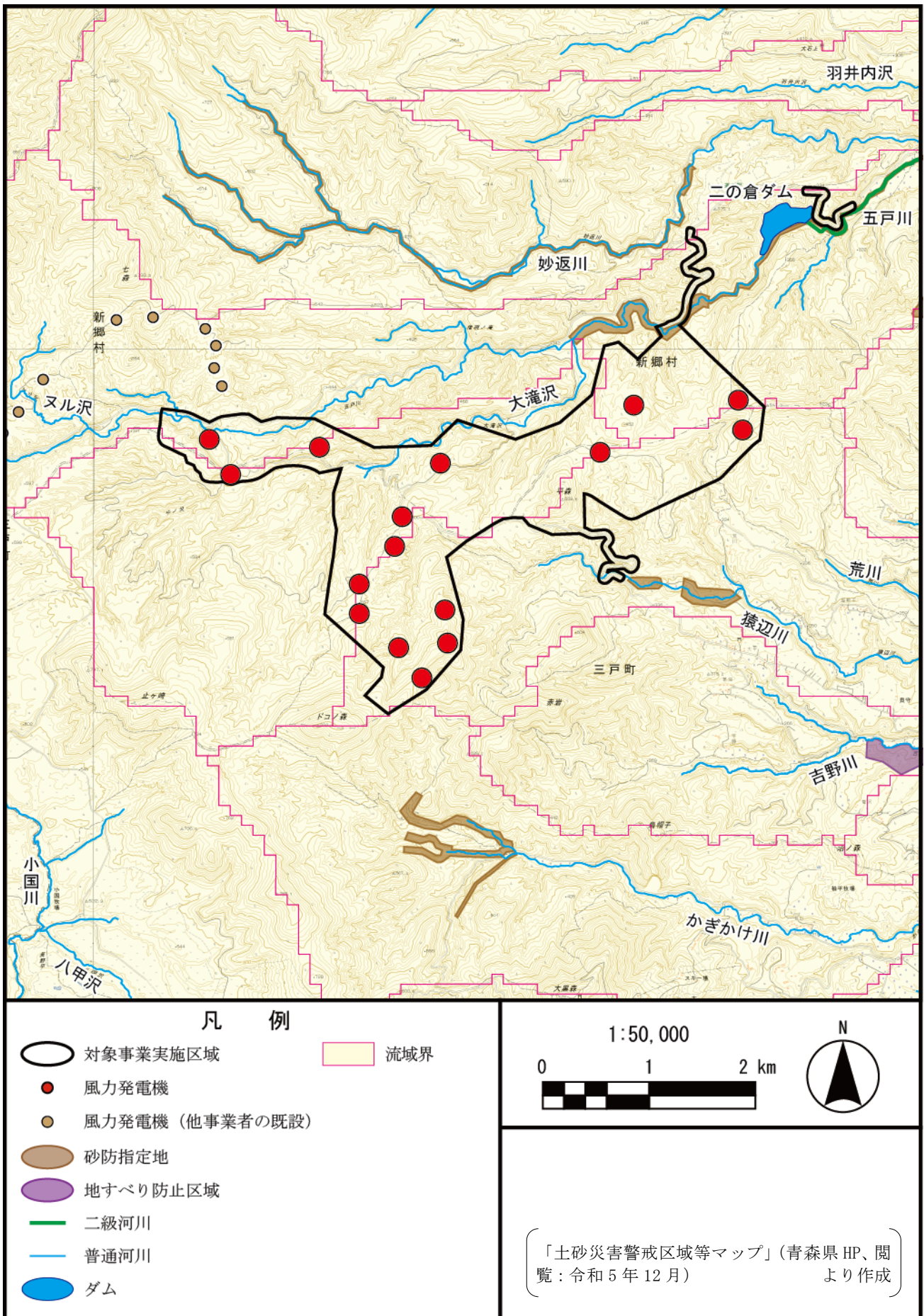


図 3.2-20 砂防指定地及び地すべり防止区域の指定状況

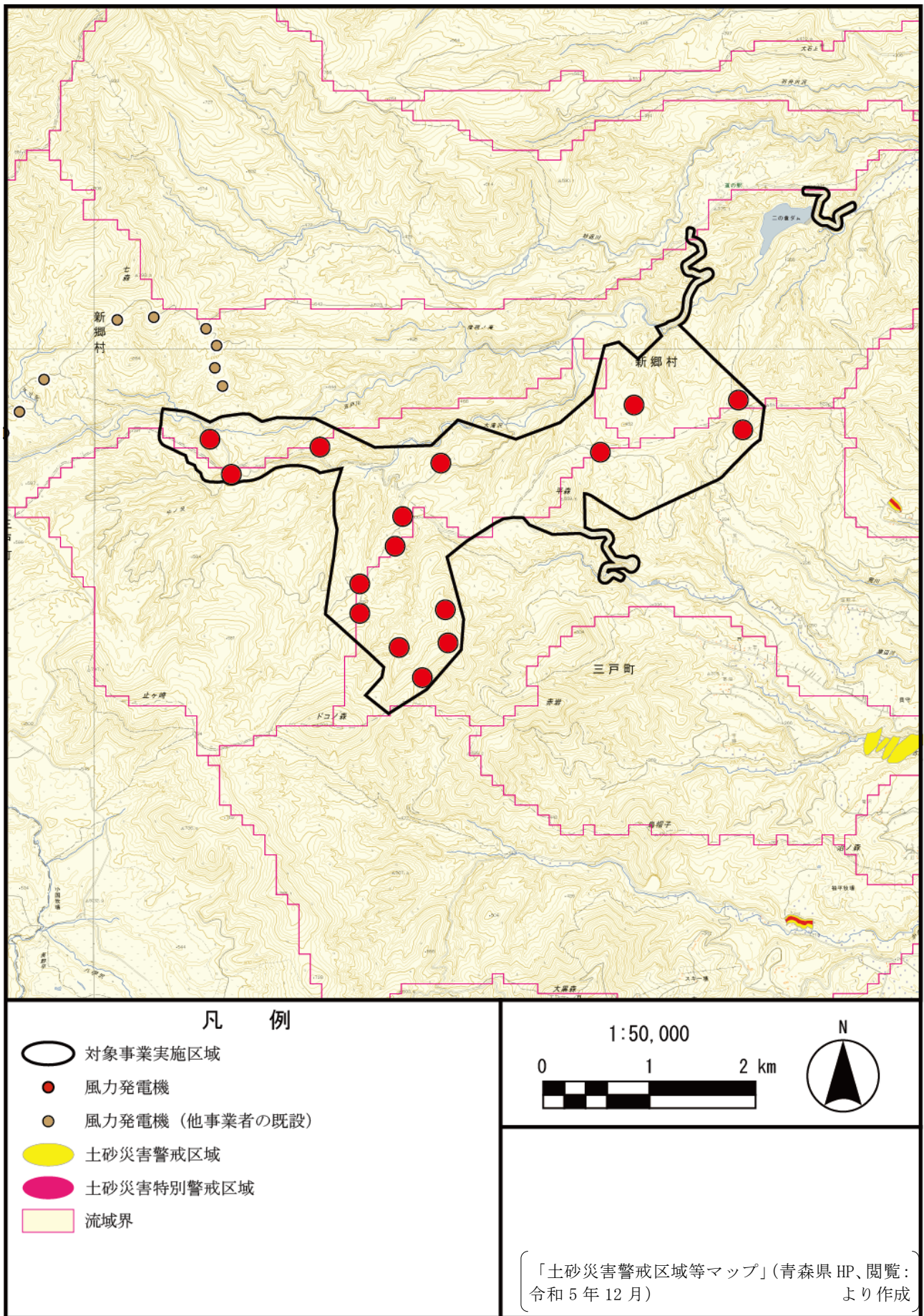


図 3.2-21 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

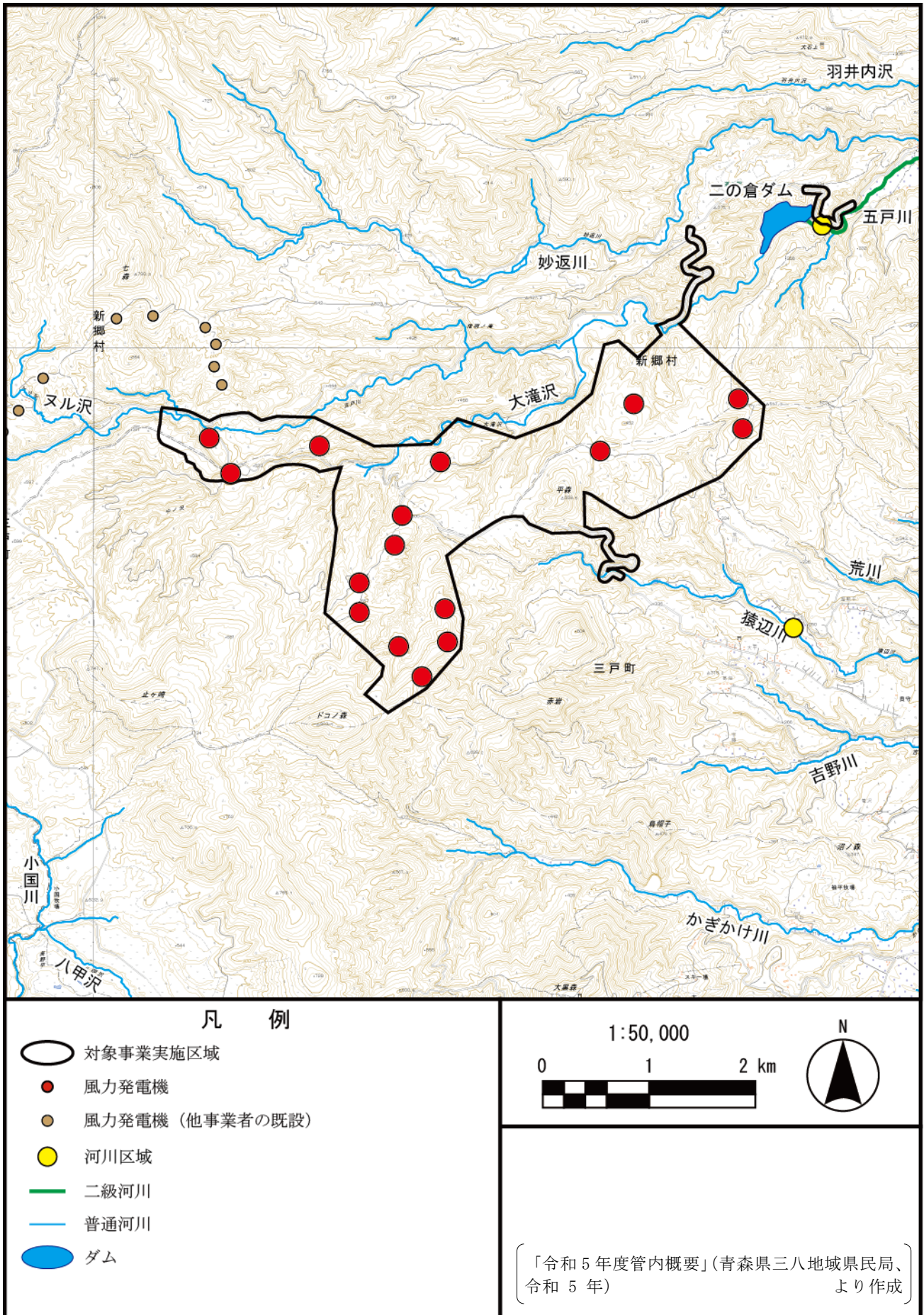


図 3.2-22 河川区域の状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-42 のとおりである。

表 3.2-42 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無					
			三戸町	新郷村	田子町	十和田市	対象事業実施区域及びその周囲	対象事業実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	×	×	○	×	×
		農業地域	○	○	○	○	○	○
		森林地域	○	○	○	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	○	×	×	○	×	×
公害防止	環境基本法	水質類型指定	○	○	×	○	○	○
		騒音類型指定	×	×	×	○	×	×
	騒音規制法	規制地域	×	×	×	○	×	×
	振動規制法	規制地域	×	×	×	○	×	×
	悪臭防止法	規制地域	○	×	○	○	×	×
	土壤汚染対策法	指定区域	×	×	×	×	×	×
	工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律	地下水採取の規制地域	×	×	×	×	×	×
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×	○	○	×
		国定公園	×	×	×	×	×	×
	青森県立自然公園条例	県立自然公園	○	×	×	×	×	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×
	青森県自然環境保全条例	県自然環境保全地域	×	○	×	×	○	×
	青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例	ふるさとの森と川と海保全地域	○	○	○	○	○	○
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産	×	×	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	○	○	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×	×	×
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	ラムサール条約湿地	×	×	×	×	×	×	
文化財	文化財保護法等	国指定史跡・名勝・天然記念物	○*	○*	○*	○	○*	○*
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	×	×	○	×	×
		市町村指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	○	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○	○	×
景観	景観法	景観計画区域	○	○	○	○	○	○
	都市計画法	風致地区	×	×	×	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	○	○	○	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	○	○	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	○	○	○	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	○	○	○	×
河川法	河川区域	○	○	○	○	○	○	

注：1. 「○」は指定等あり、「×」は指定等なしを示す。

2. 「○*」は、所在地が地域を定めず指定した天然記念物の種のみ指定があることを示す。